

『東京大学 教育制度研究委員会記録』

(一九四六年・海後宗臣蔵)

編纂・翻刻並解題

寺崎 昌男

一 解説

- 1 東京帝国大学教育制度研究委員会について
- 2 『記録』の性格と態様
- 3 編纂・翻刻の原則
- 4 委員・臨時委員の略歴一覧

二 翻刻

- 1 第一回第十回委員会記録並びに答申・資料
- 2 資料「教育費と軍事費との比較」

一 解説

1 東京帝国大学教育制度研究委員会について

ここに編纂・翻刻するのは、敗戦の翌年、一九四六年(昭和二十一年)の三月から四月末までの期間、当時の総長・南原繁の提案によつ

て組織された「東京帝国大学 教育制度研究委員会」(以下「教育制度研究委員会」と略記する)の審議経過を記録した『東京大学 教育制度研究委員会記録』(以下『記録』と略記する)の全巻である。

この委員会の成果および役割、ならびに戦後日本の教育改革の全経過における位置については、すでにいくつかの機会に公にされている。

すなわち、まず右の委員会の幹事を委嘱された文学部助教(当時)のち東京大学名誉教授。一九八七年逝去)・海後宗臣^{かごしよんぢん}は、一九六九年公刊の高等教育改革史をとりあげた共著書^①において、はじめてこの委員会の活動と答申についてとりあげ、寺崎とともに、その答申内容について記述した。というのも、この委員会がとりあつた事項の中に、国語国字問題、学校系統問題のほか、学部学科制度、講座制度その他の大学教育制度に関わる事項が多く含まれていたからである。海後はまた、一九七五年に刊行した総論的著作^②の中でも、この研究委員会の答申につき、一節を割いて詳述した(その内容については後述)。

海後のこれらの記述は、同研究委員会の活動について戦後公にされた唯一種の証言といってもよい。翻刻者の管見に入った限りでは、右の研究委員会の設置者である南原、さらにその委員長であった文学部教授・戸田貞三をはじめ、参加委員等の中に同研究委員会について関説した者はなく、東京大学内部文書にもこの委員会の全容を示す公式記録は今のところ発見されていない。

『東京大学百年史』は、その後においてこの研究委員会につき本格的に関説した文献である。すなわち、その『通史 一』において、この研究委員会が、(一)憲法問題、(二)インフレーション対策、(三)企業体制、(四)教育制度、(五)国民の栄養問題、の五つの項目より成る、南原総長提案の「総合研究」の一環として設置されたものであることを明らかにし、³⁾『通史 三』においては、とくに戦後教育改革の中における東京大学の役割を詳述した章節のなかで、同研究委員会の答申の性格、教育改革に関して設けられていた「日本教育家ノ委員会」の報告書との関連、第一次米國教育使節団の報告書との関連等について、あらためて詳述し、この研究委員会の答申およびそこにおける審議が、戦後日本の教育改革構想の形成にとって、先駆的かつ重要な影響をもつものであるという位置づけを示している。⁴⁾さらに、『資料 一』の「制度改革の試み」の中に、同委員会の提出した五つの答申の最終本文の全文を翻刻収載した。⁵⁾

このような『東京大学百年史』の記述および取扱いを通じて、本研究委員会の活動は、東京大学沿革史中の一事実として確認され、さらに、通史編の記述およびそのベースとなった先述の海後等の著作を通

じて、この委員会の活動が、一東大史にのみ関わるものでなく、ひいては、戦後日本の教育制度全般の改革にとっても、重要な意味をもつものであることが明かにされている。先述の五項目の総合研究において、憲法研究委員会については、法学部教授・我妻栄によるくわしい記述が公になっている。⁶⁾それとやらんで、本研究委員会は、詳細な記録と当事者による証言ならびに分析をもつもう一つの研究委員会となったといえよう。

本稿では、右のような先行研究をふまえながら、これまで明らかにされなかった、五つの答申の審議経過やその発言摘記を、原文のまま復元して、紹介したい。

ただし、断わっておきたいことは、本翻刻の底本は、『東京大学百年史』資料編纂の際に故・海後の好意により百年史編集室に寄贈され、現在東京大学史料室に保存されている原『記録』の電子複写本であることである。原本は同氏宅に所蔵されているが、現在のところ遺蔵本の整理がっていないため、今回の翻刻の際参看することができなかった。解説不能個所が比較的多いのは主として複写の不鮮明さによるところが大きい。他日の修訂を期したい。

〔謝辞〕

原記録の公開、翻刻につき承諾を与えられた故東京大学名誉教授・海後宗臣氏の御遺族にあつく御礼申し上げる。委員等の略歴調査(後掲)に当たっては、東京大学庶務部人事課の協力を得、また、原典の解説および最終校訂については、東京大学史料室助手・所澤潤氏ならびに同室前助手・中野実氏の協力を得た。心より感謝したい。

(1) 海後・寺崎『大学教育』(戦後日本の教育改革)9、一九六九年、東京大学出版会刊)第二章第二節2「東京帝国大学教育制度研究委員会の大学教育改革論」同書六五〜六八頁。

(2) 海後『教育改革』(戦後日本の教育改革)1、一九七五年、東京大学出版会刊)第一編第三章第二節三「東京帝国大学教育制度研究委員会の改革意見」、同書一一四〜一一七頁。

海後はこの中で、同研究委員会は「日本教育家の委員会での審議と併行して、さらに米国教育使節団を迎えるために、大学としての教育改革意見をまとめておく必要から」総長により設置が提案されたものであり、総長南原およびまとめ役戸田を通じて、「その意向を日本教育家の委員会と米国教育使節団に伝え、東京大学側の見解を反映させる役割を果たすこととなった」(一一四頁)と総合的に評価している。とくに学校体系の改革案においては、「三月中旬には東京帝国大学教育制度研究委員会において討議しているので、この委員会から日本教育家の委員会へ、さらにここから使節団へ学制改革意見として提出されたと推測される。このことから、東京帝国大学教育制度研究委員会から、日本教育家の委員会を通して使節団の六・三制による学校制度改革案へと進んだとみられる過程はとくに注目される」(一一七頁)と評価した。ただし、教育勅語問題については、同研究委員会は「勅語として教育の方針を公布することについては反対であるという意見をまとめている。これは日本教育家の委員会における意見が新たな教育勅語を奏請するとは異なっている」とも指摘し、両者の意見が同一のものではない、と述べているが、同時に、「しかし、全体として両委員会でもめた教育改革の意見が深い関係をもっていたことは明らかである」(同)としている。

なお、右にいう「日本教育家の委員会」と米国教育使節団、およびそれらと本研究委員会との影響関係の詳細については、今後の研究がまた

れるが、教育史分野で現在精力的に進められている教育使節団研究によれば、(一)研究委員会の研究成果が、一たん総長南原によって媒介されつつ米国教育使節団に伝えられたという経緯があること、(二)しかもその伝えられた意見の基底に本研究委員会で整理された戦前日本の教育改革意見があること、の二つが注目される。すなわち、本研究委員会で交換された情報・意見は、海後のいうように日本教育家の委員会を通して米国教育使節団に影響を与えたばかりでなく、南原個人を通ずるルートでも影響を与えたということが判明しつつある。鈴木英一他「米国教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」、『名古屋大学教育学部紀要—教育学科—』第三十一巻、一九八四年度)および寺崎「南原繁—真理、創造そして平和の探求者」(Ben C. Duke(ed.): Japanese Great Educators — 東京大学出版会より近刊予定—に収録される)を参照。

(3) 『東京大学百年史 通史』二 一〇二二〜一〇二六、一〇五六頁。

(4) 『東京大学百年史 通史』三 第七編第一章第一節二「戦後教育改革と東京大学」(一) — 教育制度研究委員会の学制改革案(同書、一八〜二八頁)。

(5) 『東京大学百年史 資料』二 五三〜五八頁。

(6) 我妻栄「知られざる憲法討議—制定時における東京大学憲法研究委員会討議をめぐって—」(憲法問題研究会『憲法と私たち』一九六三年刊 所収)

2 『記録』の性格と態様

『東京大学 教育制度研究委員会記録』全一冊は、B5判大の綴込簿冊である。この『記録』は二つの部分から成る。

第一部に当たる部分には、「昭和二十一年五月 教育制度研究委員会」と題された中表紙のもとに、「一、国語国字改善問題に関する答申」からはじまり、「五、学部構成及び連絡に関する答申」に至る五つの答申の成文(但し一部に修訂あり)が、答申の時系列を追って綴じ込まれている。その様態、用紙、体裁等はまちまちであり、完成度合も多様であるが、前記の表紙の字は間違いなく海後幹事本人のものであり、これは、本『記録』が、研究委員会の終了後に海後自身の手によって集成整理された一件書類の前半部であることを示している。左に、各答申の態様を一覧にしてみよう。

一、国語国字改善問題に関する答申(『記録』三〇五頁)

東京帝国大学文学部用紙(無野・梓付)二枚。タイプ印刷。昭和二十一年三月十三日付。「教育制度研究委員会 委員長 戸田貞三」の部を抹消。

二、学校の系統及び修業年数に関する答申

タイプ用紙(無野)二枚。タイプ印刷。昭和二十一年四月十五日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

三、大学院に関する答申

東京帝国大学文学部用紙(無野・梓付)一枚。タイプ印刷。昭和二十一年四月二十三日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

四、講座制に関する答申

東京帝国大学文学部用紙(無野・梓付)一枚。タイプ印刷。昭和二十一年四月三十日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

五、学部の構成及び連絡に関する答申

B4判洋半紙一枚。謄写印刷筆記。第二項に修正(海後筆)あり。昭和二十一年五月十日付。「教育制度研究委員会委員長 戸田貞三」を抹消。

各答申の委員長部分の抹消、および五における文章修訂は海後自身によるものとみられる。これらからみるに、右の五つの答申文は、総長南原に対して提出された正式答申の写しそのものに極く一部の補正を加え、後に綴じ込んだものとみられるのである。

なお、以下にも示すページ表示は後年打たれたものとみられ、資料毎に打たれたり記録頁毎に打たれたりしており必ずしも整合的ではないが、本稿では、一応忠実にそれに従うことにした。

さて、第五答申の次には、左のような委員構成が、これも海後自身の手によってインク書きされている。

教育制度研究委員会委員

法学部

横田喜三郎

末延 三次

医学部

福田 邦三

第一工学部	亀山 直人
文学部	今井登志喜
	戸田 貞三(委員長)
	海後 宗臣(幹事)
理学部	鮫島実三郎
農学部	浅見 与七
経済学部	矢内原忠雄
第二工学部	瀬藤 象二

委員構成は、研究委員会開催中変るところはなかった。当時発行されていた『大学新聞』(昭和二十一年二月二十一日付)の記事とも異同はないので、当時の委員全員の名を記したものとみることができ。

次いで、記録の第一九頁以下は、

「昭和二十一年五月 教育制度研究委員会記録——会議記事及び答申」という中表紙によって区切られた、第二〇〜一四二頁に及ぶ文書綴である。

その主要内容は、各委員会の会議記事と、答申案文、あるいは関連資料であるが、その中で、継続的に系統性をもつのは会議記事だけであって、それ以外の資料や答申案類は、必ずしも時間的順序によって並べられているわけではない。用紙も、原稿用紙の裏、東京帝国大学罫紙、洋半紙、方眼紙等さまざまのものが使われており、用紙事情の困難であった敗戦直後を思わせるものがあるが、内容配列が必ずしも厳密でないため、たとえば議事記録と答申案文の異同・修正との関連、参考資料の日付の確定などにはかなりの困難を感じさせる。

まずは、以下、頁数の順序に従って、第一九頁以下最終一四二頁までの内容だけを、標題のあるものはそれを掲げつつ一覽して解説を加えておこう。(頁数はアラビア数字で記入する)。
まず三五頁までをみよう。

△頁▽ △標題・内容等▽

- 21 教育制度研究委員会の構成(海後筆)
 - 23〜26 国語国字改善問題に関する答申(最終答申)
 - 27 大学の修業年限に関する答申
 - 28 講座制に関する答申(修正アリ)
 - 29 同右底本
 - 30 大学院に関する答申(修正アリ)
 - 31 講座制に関する答申(案文)
 - 32〜35 学校の系統及び修業年数に関する答申(浄書原稿・海後筆力)
- 第二二頁には、海後自身の筆で、左のようなペン書きの覚え書きが記されている。

一、教育制度研究委員会の構成

教育制度研究委員会は緊急なる教育制度上の問題を研究するため昭和二十一年二月に左の委員をもつて構成せられたり。

委員名

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

三月二日第一回委員会を開催しその後毎週一回宛の会合をなし四月三十日第十回委員会をもつて終了したり。その間國語国字改善問題、学校の系統及び修業年数、大学院、講座制、学部 of 構成及び連絡に関する研究をなし、その結論はこれを答申としてその都度総長に提出したり。

右の文はおそらく、後綴の議事記録類を浄書して正式の議事録とすることをめざして、その前文たらしめようとする意図で書かれた、いわば「緒言」にあたるものとみられる。しかし、議事記録の作成それ自体も行われなかったために、幹事メモの形で残存したものとみられる。

なお、これに関連して、研究会委員会の全体にわたる議題を記したとみられるメモが、第一二〇頁に、海後幹事自身のペン書き（東京大学一二行郵紙）で記されている。その内容は、実際の審議経過や答申内容とはやや異同があり、また、「國語国字問題」の項下に「三月十三日答申決定」とあり、発言摘記をみると三月十九日の第四回委員会の審議をへて記されたと考えられるものであるが、研究会委員会の全体の輪郭を示すものとして注目されるので左に全文を記しておこう。

教育制度研究会委員会ニ於ケル議題

(一) 國語国字問題 三月十三日答申決定

(二) 学校体制及ビ年限問題

(三) 大学学部構成ニ関スル問題

(四) 学位ニ関スル問題

(五) 男女共学ニ関スル問題

(六) 学校ノ行政組織ニ関スル問題

(七) 学生ノ保健体育ノ問題

(八) 寄宿舎ノ問題

(九) 民主的教育ニツイテノ問題

(十) 大学ニ於ケル自由ノ保持ニツイテノ問題

さて、三六頁以下は、順次各委員会の議事記録に入るが、議事記録の間に、いくつもの答申原文がはさまれ、それらには幹事の手により、縦横に修正が加えられている。議事記録もまた、臨場速記に近い発言摘記と、それにもとづいて整文したものとが入り組んで綴り込まれており、整理にはかなりの困難を伴う。しかし、とりあえず頁毎に一覧しておき、必要な場合に解説を加えよう。

△頁▽ △標題・内容等▽

36 ○教育制度研究会記録 第一回

38 (同右、日付、出席委員名)

39～47 発言摘記

48～49 第一回教育制度委員会議事記録

50～52 議事(同右浄書文)(日本教育史料編纂所原稿用紙使用)

53 「大学の修業年限に関する答申」

54 ○教育制度研究会記録 第二回

55 (同右日付、委員出席者名)

56～59 第二回委員会記事 発言摘記

- 60 ○教育制度研究委員会記録 第三回
 61～66 第三回委員会記事 発言摘記
 67 ○教育制度研究委員会 第四回委員会
 68～71 第四回委員会記事 発言摘記
 72 現行学校系統図(資料)
 73 ○教育制度研究委員会 第五回
 74～76 第五回委員会記事 発言摘記
 77 ○教育制度研究委員会 第六回
 78～80 第六回委員会記事 発言摘記
 81 大学の修業年限に関する答申(海後筆)
 82 右答申(謄写印刷)
 83 ○教育制度研究委員会 第七回
 84 第七回委員会記事 発言摘記
 85 学校系統改革案(右に続く)
 86 第七回委員会記事 発言摘記(右に続く)
 87 ○教育制度研究委員会 第八回
 88～90 第八回委員会記事 発言摘記(大日本教育会研究部野紙使用)
 91～92 大学院に関する答申(海後筆)
 93～94 大学院に関する答申(同右)
 95～96 学校の系統及び修業年数に関する答申(謄写印刷 修正アリ)
 97～102 学校の系統及び修業年数に関する答申(海後筆・東京帝國
 大学一二行野紙使用)
 103 ○教育制度研究委員会 第九回(大日本教育会研究部一四行

- 野紙使用)
 第九回委員会記事 発言摘記(同右野紙使用)
 104～106 大学院に関する答申(謄写印刷・修正書込アリ)
 〔学校系統に関する答申の断片〕
 107 講座制に関する答申(海後筆・修正アリ)
 108 第十回教育制度研究委員会
 109 第十回委員会記事 発言摘要
 110 講座制に関する答申(謄写印刷・一部修正アリ)
 111～114 学部の構成及び連絡に関する答申(海後筆・大日本教育会
 研究部一四行野紙使用)
 115 学部の構成及び連絡に関する答申(海後筆・大日本教育会
 研究部一四行野紙使用)
 116～117 学部の構成及び連絡に関する答申(謄写印刷)
 118～119 教育制度研究委員会ニ於ケル議題(前掲)
 120 〔学校系統図下書き・海後筆〕
 121 教育費と軍事費の比較(横書)
 122 教育費と軍事費との比較(横書)
 123 学校系統比較表(海後筆・日本・米國・教育改革同志会案、
 菊池大麓案、方眼紙使用)
 124 アメリカ合衆国の学校系統図(方眼紙使用・海後筆)
 125 イギリス学校系統図(同右)
 126 第一 学部ノ構成(東京帝國大学大学制度臨時審査委員会、
 昭和十五年二月十九日追加可決事項のタイプ刷)
 127～128 〔学部ノ構成〕備考 昭和八年大学制度調査委員会報告書
 中(四)学部連絡ニ関スル件 第二段以下(タイプ刷)

130
136 第二 講座制(東京帝国大学大学制度臨時審査委員会 昭

和十四年十二月二十一日可決、タイプ刷)

138 フランス学校系統図(方眼紙使用・海後筆)

139 ドイツ学校系統図(同右)

140 ソヴェエト聯邦学校系統図(同右)

141 現行学校系統図

142 同右

(元)

右に列記した内容構成をみて、判然とするのは、次の諸点である。

(一) 各次の委員会について、海後幹事の手によって、一回も洩らすことなく、記事要旨又は発言摘記が記され、保存されている。中でも第一回委員会は、「議事」と発言摘記の両者が具備され準備されているが、第二回以降第十回までは「議事」すなわち記事要旨は存在せず、すべてペン書き細字による発言摘記だけが残されている。

(二) 各答申は、草稿、謄写印刷稿、それに対する加除訂正文等が保存されており、成文化過程を窺わしめるものがあるが、その残存の密度は必ずしも一様ではなく、バラツキがある。

(三) 答申の第一案は、海後筆によるペン字書きのものが出発点となっている。これに、成文化過程の書き込み等を勘案すると、同研究委員会でもとめた答申は、まず幹事の手によって草稿がつくられ、それが多くの場合、謄写印刷に付されて委員会では修正を経

さらに各委員の修正意見を総合して、成文化に向かったものとみることができよう。すなわち、委員会の主宰者は戸田委員長であったが、その成果の成文化作業については、海後幹事の推進的働きが、かなり大きかったものと想像することができる。

(四) 関連資料もまた海後幹事の作成提供に関わるものが少なかった。ただし、学部制度や講座制度のような、大学制度固有の問題については、「大学制度審査委員会」(昭和十二年設置)および、大学制度臨時審査委員会(昭和十三年に前者を再開)の結論事項が多く参照されることが分かる。しかも後者の審議結果がタイプ印刷の形で提供され『記録』の末尾に付されている。このことから見て、おそらく幹事によってではなく、大学事務局の手によって準備されたであろうことが推定される。

但し、『記録』中、事務局のどの部門が関与したか、果たして委員会に列席したか否か等を窺わせる記述は、どこにもみられない。

3 編纂・翻刻の原則

以上が海後の手許に残された『記録』の全貌である。

その態様は先にもみた通り、多様かつ複雑なものがあるので、これを通常の会議記録のように、そのままの形で翻刻することはできないし、また、それを行ってもさして有意義ではない。そこで、二では、次の原則にもとづいて翻刻を行いたい。

(一) 海後幹事による全一〇回の各次の委員会の発言摘要の翻刻を主眼とする。

(二) 答申については、その基礎となる審議の行われた回次の委員会の発言摘要の後に、(1)幹事により起草された草案、(2)その修正文、(3)委員会に提出された修正案、(4)提出正文、等どの類型に属するかを文書の様態により判断し、綴じ込みの順序に拘ることなく判断に従って順次翻刻した。

(三) 委員会に提出された資料については、発言摘録から判断して、該当委員会の部分に収めた。判断のつきかねるものについては、末尾に収めた。

(四) 原簿一三〇〜一三六頁に所収の大学制度臨時審査委員会の報告については、『東京大学百年史資料』二(一三三〜一三六頁)に収められているので、本稿では割愛した。

4 委員・臨時委員の略歴一覧

左の要領によって、委員、臨時委員の略歴を一覧しておこう。ただし、いずれも一九四六年三〜四月時点を下限として作成した。

- ① 姓名訓
- ② 出生府県
- ③ 生年月日(委員会終了時の年齢)
- ④ 高等学校
- ⑤ 卒業学部・学科・年
- ⑥ 職歴
- ⑦ 昭和二十一年当時の担任講座
- ⑧ その他

○法学部

横田喜三郎

- ① よこたきさぶろう(旧姓・岩田)
- ② 愛知県
- ③ 明治二九(一八九六)・八六(四九歳)
- ④ 第八高等学校
- ⑤ 東京帝国大・法・法律大正一一
- ⑥ 東京帝大法学部助手(大正二二)・同助教(大正二三)・仏独米留学(大正二四)・昭和三三
- ⑦ 同教授(昭和三五)・評議員(昭和六一)
- ⑧ 国際公法第一

末延 三次

- ① すえのぶ・さんじ(旧姓・平井)
- ② 熊本県
- ③ 明治三二(一八九九)・二二(五四歳)
- ④ 第五高等学校
- ⑤ 東京帝大法・法律大正二二
- ⑥ 東京帝大法学部助手(大正二二)・同助教(大正二四)・英米留学(昭和三三)・同教授(昭和三七)・評議員(昭和三七)・一九
- ⑦ 英吉利法第二

○医学部

福田 邦三

- ① ふくだくにぞう
- ② 岡山県
- ③ 明治二九(一八九六)・二二(四九歳)
- ④ 第八高等学校
- ⑤ 東京帝大・医・医大正一一
- ⑥ 東京帝大医学部助手(大正一一)・同助手(同)・同助教(大正二三)・米英留学(昭和四六)・同講師(昭和六六)・名古屋医科大教授(昭和六六)・二二(東京帝大教授(昭和二二))
- ⑧ 生理学第一

○第一工学部

亀山 直人

- ①かめやま・なおと ②東京府 ③明治三三(一八九〇)・五・一九(五五歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・工科・応用科学・大正二
- ⑥大学院 東京帝大・工科・講師(大正三)、同助教(大正五)・英留
- 学(大正二)・二四)・同教授(大正一四)・評議員(昭和一七)・一九)・
- 同(昭和二〇) ⑦応用化学第四・応用化学第二(分担)

〇第二工学部

瀬藤 象一

- ①せとう・しょうじ ②東京府 ③明治二四(一八九一)・三・一八(五五歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・工科・電気工学・大正四
 - ⑥東京帝大・工科・講師(大正四)・同教授(大正七)・英独米瑞留学
 - (大正二)・一四)・同教授(大正一四)・評議員(昭和一三)・一五)
 - (一六)・一七)・第二工学部長(昭和一七)・二〇)・評議員(昭和二〇
 - 一) ⑦電気工学第三・第二(兼任) ⑧大学制度審査委員会・同臨
- 時審査委員会委員(昭和二一)・一五)

〇文学部

戸田 貞二

- ①とだ・ていぞう ②兵庫県 ③明治二〇(一八八七)・三・六(五九
- 歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・文科・哲学(社会学専修)・明治
- 四五 ⑥富山県立葉專助教諭(大正二)・同教諭(大正四)・東京帝大・
- 文科・助手(大正六)・同講師(大正九)・米留学(大正九)・一)・同助

教授(大正二一)・同教授(昭和四)・評議員(昭和一四)・一六、一七

(一九)・文学部長(昭和一九) ⑦社会学第一 ⑧大学制度審査

委員会・同臨時審査委員会委員(昭和二一)・一五)・憲法研究委員会

委員(昭和二一)

今井登志喜

①いまい・としき ②長野県 ③明治一九(一八八六)・六・八(五九

歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・文科・史学・明治四四 ⑥大学

院(明治四四)・東京外国語学校講師(大正八)・一高講師(大正九)・

同教授(同)・東京帝大・文・助教(大正二三)・英独仏米留学(大正

一二)・一五)・同教授(昭和五)・評議員(昭和一一)・一三)・文学部長

(昭和一四)・一九) ⑦史学地理学 ⑧大学制度審査委員会・同臨

時審査委員会委員(昭和二一)・一五)

海後 宗臣

①かいご・ときおみ ②茨城県 ③明治三四(一九〇一)・九・一〇

(四四歳) ④第五高等学校 ⑤東京帝大・文・教育・大正一五 ⑥

大学院(大正一五)・助手(同)・国民精神文化研究所員(昭和七)・東

京帝大・文・助教(昭和一一) ⑦教育学第二 ⑧大学制度審査

委員会・同臨時審査委員会幹事(昭和一一)・一五)・(米)国教育使節

団事務局業務部員(昭和二一)・二)

久松 潜一(臨時委員)

①ひさままつ・せんいち ②愛知県 ③明治二七(一八九四)・一一・

一六(五一歳) ④第八高等学校 ⑤東京帝大・文科・国文学・大正

八 ⑥大学院(大正八)・一高教授(大正一一)・東京帝大助教(大

正二三・英独米留学(昭和一〇〜一二)・同教授(昭和一二) ⑦国
語国文学第二

○理学部

鮫島実三郎

①さめじま・じつさぶろう ②大阪府 ③明治三三(一八九〇)・七・
三(五五歳) ④(不詳) ⑤東京帝大・理科・化学・大正三 ⑥大
院(大正三)・東京帝大理学部講師(大正五)・米英蘭留学(大正七
〜一〇)・東北帝大理学部助教授(大正一〇)・同教授(大正一一)・東
京帝大理学部教授(大正一二)・評議員(昭和一九) ⑦化学第一

○農学部

浅見 与七

①あさみ・よしち ②岐阜県 ③明治二七(一八九四)・三・二(五
二歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・農科・農学(大正七) ⑥大
学院(理科大学・大正七)・大学院(農学部・大正九)・東京帝大農学部
助教授(大正一二)・米英独留学(昭和四〜六)・同教授(昭和七)・評
議員(昭和一九) ⑦園芸学第一

○経済学部

矢内原忠雄

①やないはら・ただお ②愛媛県 ③明治二六(一八九三)・一・二
七(五三歳) ④第一高等学校 ⑤東京帝大・法科・政治学・大正六

⑥東京帝大・経済学部助教授(大正九)・米英仏留学(大正九〜一二)・
同教授(大正一二)・免官(昭和一二)・教授(昭和二〇) ⑦植民政
策一国際経済編 ⑧憲法研究会(昭和二二) 〔庶務部人事課所蔵資料により作成〕

二 翻 刻

1 第一回〜第十回委員会記録並びに答申・資料

凡 例

- 一 発言摘記・答申を通じ、旧字体は新字体に改めた。
- 二 仮名遣い、送り仮名等はすべて原文のままとした。片仮名、平仮名
の混用も同じである。誤記・脱落については「ママ」を付した。
- 三 各回の委員会の標目(例、「第五回」等)の表記はすべて原記録のままと
した。但し、I、II、III、IV、Vとその下の見出し、〇および《》の記号、
また《》内の語句は読解の便宜のため翻刻者が付したものである。
- 四 発言摘記には記録者の手によって随所に傍線、圈点等が付されている。
答申原案作成の際の記入とみられるが、翻刻に当たっては省略した。
- 五 発言摘記中「」は、翻刻者による注記を示す。
- 六 答申は、傍線によって原記録中の補筆・加筆された部分を示し、「」
によって削除・抹消部分を示した。二重傍線は、補筆・加筆された部分
にさらに補筆・加筆を加えた部分を示す。
- (例) 修業年限(数)……「修業年数」を修業年限に訂正。
- 七 判読不可能の部分は□で示した。

○第一回 昭和二十一年三月二日

午前十時—十二時

出席者十一名

(国字問題ニツイテ)

三月二日 第一回委員会

制度委員会 委員

出席者十名 十一名
外二臨時一名

法学部 ○横田教授、×末延教授

医学部 ○福田教授

工学部 ○第一 亀山教授

○第二 瀬藤教授

理学部 ○鮫島教授

農学部 ○浅見教授

経済学部 ○矢内原教授

文学部 ○今井教授、○久松教授、(臨)

○戸田教授 ○海後助教授

(メモ用紙に筆記)

《発言摘記》

(部長) 日本ノ教育制度全般ニツイテノ研究ヲナスコトヲ総長ヨリ要

望アリ、特ニ国語問題ニツイテノ考ヲマトメラレタイ。教育視

察団ガ来ルマデニ重要ナル問題ノ方針ヲ決定シタイ(三月中ニ

意見ヲマトメルコト—補筆注記)、司令部ニ於ケルHall氏ノ主

張アリ、日本ニ於テカクノ如キ国語ヲ用ヒルコトガ邪魔ニナツ

テラル。アルハベツトノ学習時間、漢字ノ学習時間ニツイテノ
調査アリ、国語問題ヲ今日ハトリアゲタイ。久松教授ガ臨時委
員トシテ参加、時枝、辻不参加。

○辻氏ノ意見—理論的ニハローマ字書キガヨイ。漢字交リ文ニテ
学習スル努力トローマ字書キトヲ比較スルトローマ字ノ方ガヨ
イ、然シ今直チニコレヲ実施スルコト困難、メートル法ノ如ク
漸次ローマ字綴リトナスコトヲ学バシム、コレニハ長年月ヲ要
ス。漢字ヲ覚エレバコレハ便利デアルノデ年齢ノ高イモノヨリ
スレバ漢字ニハ便利アリ。ローマ字書キニスルニハ言葉ヲ改メ
ネバナラナイ、同音異議ノモノヲ改ムル必要アリ。

○久松氏 日本語ハ母音ガツク子音デアルタメニ日本語ハソノマ、
ローマ字ノ方ガ能率のナリヤ否ヤ問題アリ、今迄出来タ言葉ガ
漢字デ出来テキルタメ音ノミニテハ解ラナクナル、コレハ言葉
ノ改造ヲ要ス。カナ交リ文ヲモトシテローマ字併用ガ可。漢
字制限ノ必要アリ。フリガナヲツケテ読メル範囲ニテ漢字ヲ用
フルコト。フリガナ廃止ハ一部ニ反対アリシモフリガナ少シデ
読メル程度ノ漢字ヲ制限スベシ。誰デモ読メル様ニスル。

○横田氏 (委員会ノ運用ニツイテ意見ヲ述ベタリ。—補筆注記)
憲法問題ニツイテハ今ノ政府ノヤリ方ハ適切デナイ、議會ヲ通
ジテナスベシトシタリ、国語ノ問題ハ適切デアルカラ、コレヲ
トツテ発表スル方法ヲトルベシ。

○部長 司令部内ニハ自然科学ノ方ハローマ字ニテ書キ得ル故ニ先
ツコノ方面ヨリローマ字ヲ用フベシトノ意見アリ。

○龜山 カナ書キノ考ヘモアルノデハナイカ。ローマ字ヨリモカナ文字。

○福田 国語問題ノウチ外来語ニツイテノコトアリ。外来語ノ使用状況及ビ将来ノ使用ニツイテ考フベシ。日本語ヲ用フルコトニハ動カヌ。国字問題トシテハカナ書キハ一目ニテ直チニツカミ得ナイ。カナモ書キ方ヲ結ビツケテナセバ能率モアガリ改良ノ余地アリト考ヘラレ。

漢字ノ同音異義ノコトヲ解クコト。漢字ト日本語ガ一對一トナスコト一漢字ハ一語トナスガコノ整理改良ガ重大デアル。

国語審議会ハ大学ニテモコレヲ開カレタシ。

久松 国語研究ヲ大学ニテナスコト賛成ナリ。外来語ハ何処マデ熟スルカニ問題アリ、ソレニヨツテ決定サレル。カナハ母音ヲ含ミ音表文字ガ日本化シテキルノガカナ文字デアル。

龜山 字ヲ先ニキメテソノ上デ言葉ヲ改ムベキデアル、言葉ヲカヘズニ字ヲ改ムベシ。

④横田 話シテキテ音デ解ルナラバローマ字書キニテ解ル筈デアアル

矢内原 ホール氏ハ国語問題ト国字問題ヲ混同シテキル、ソノ成立ハ歴史的事情アリ。Hallノ如ク単ナル便宜問題トシテハトリ扱得ナイ。漢字ハコレヲ全廢スルコトハ如何、過去ト切り離シテ歴史ヲタチ切ルコト不可、支那トノ關係ガアル故、アメリカカノ立場ノミモニテ決シ難シ、教ヘル文字、書物ノ書キ方等ハコレヲ自由ニスレバ自然ニ落チツクデアラウ。

福田 医学上ノ術語ノ整理統一ノコトヲナシ、コレニヨツテ取扱

フコトトシ独乙語トヲ日本語トヲ□□ベテ使用セシム。

④ — 漢字制限ヲナスコトハ異論ナシ、カクスレバカナガ多クナル。カナ文字ハコレヲ切ツテ用フルコトハ困難ナリ。

⑤ — カナ文字ノ用ヒ方ハ問ヲアケルト読ミヤスイ。

⑥ — 国語協会、ローマ字会、カナ文字会ガ相談シテ実施可能ナル意見ヲHallニ提出シタイ。国語協会ガHallガ提出シタルモノアリ。

⑦ — 聯盟案ヲ提出スル。

⑧ — 話ス通りニ字ニウツス国語アリヤ、発音通りニ綴ル形ハナイ。

⑨ — 英語モ発音通りニコレヲ綴ルベシト言フベシ、コ、ニ言葉ト文字トニ問題アリ關聯アレドモ別箇ノモノナリ。支那デハ白話運動アルモコレハ成功セズ、若シローマ字ニヨリ国語ヲ改ムルナラバ世界ニ類例ノナイモノトナル、若シコレガナサレルナラバ問題アリ。

⑩ — ローマ字ニテハ便利ナルコト明カナリ、漢字アルタメニ国語ノ紛乱ヲ来シツツアリ。

⑪ — 部長 — 杜丁教育調査ニテ教育効果ヲ見テキル。検査ノ際ニ簡單ナル試験ヲナス、国語ニツイテノ資料アリ。

⑫ — 漢字ヲナクスレバエティモロジイガ解ラナクナル。文学、学問トカハ解ラナクナル、単ナル便利デハ解キ得ナイ、一國文化ニ影響アリ。

⑬ — 漢字ノ使用ヲ改ムレバ文字ハ簡單ニナル。

⑭ — 今井 国字国語問題ハ容易ニ解キ得ザル問題ナリ。字ヲ用フル

コトガ定マツテキレバ語ハ改メラレヌ。漢字ヲ用フル以上フリ
カナヲ必要トス。コレハ大学ニテ到底コレニ結論ヲ与ヘラレヌ。
コトシテハ簡單ニ決定シテ、大学ノ意見トシテ結論ヲ出スニ
ハ困難アリ。漢字ヲ廃スレバ語ハ改メラレルガ決定ハコルコト
ヲ得ナイノデナイカ。

⑤ 折角コ、ニ改革ノ行ハル、際ニ意見ノマトマリタルモノヲマ
トメテ委員会トシテカク考ヘルトマトメテハ如何。大学ノ意見
トシテハ困難。

⑥ 工第 一 聞イテキテ解ラナイ表現ハ次第ニ改メラル。

⑦ 医 コノ会トシテハ輪郭的ナルモノハコレヲ決定スルコトガ出
来ルノデハナイカ

音、文字、意義ノ一致ハ文化ノ發展ニ関係アリ、コレヲ一ツニ
スルガ如キコトハ大体ノ意見トシテ決定スベキデハナイカ、
⑧ 理 社会ノ成リ行キノ如クナルヨリ他ニナシ、漸次ニコレヲ実施
スベシ、初等教育デローマ字ヲ教ヘ漢字ヲ制限スルト言フガ如
クナスベシ。

⑨ 工 龜山 カナトローマ字如何。

⑩ 郵長 ローマ字ハ母音ト子音トガ分レテキルカラ使用シ易イ、カ
ナハ子、母音ガ一ツニナツテキルカラ音表ニハ不便。

⑪ 総 一 台湾デハカナニヨツテ文字ヲ現シテ都合ヨクローマ字ヨリモ
ヨロシト。

⑫ 今井 朝鮮ノオンモンハ世界一ナリト言ハル。

⑬ 一 ローマ字ハインターナシヨナルト言フ意味ニテヨイガ

カナ書キモククツテナセバ読ミヤスイ、日本文化、文学ニ妨ゲ
ナケレバヨク、日用語ト文化内容ノ取扱トシテハ問題アリ、
⑭ 一 ローマ字書キニシテ制限サレル漢字ヲ入レタイトキハコレヲ
用ヒル。

ローマ字交リ漢字文トナスカ。

⑮ 一 一般ニハローマ字ニシテ、日本語ノ漢字交リ文ヲ古典トシテ
保存ス。漢字ヲ少クスルコトニツイテハ結論ヲ得タルモ、官報
新聞ガコレヲ用ヒザレバ実現セズ。新聞ノ用フル漢字ハコレヲ
制限スベシ。フリガナツケザレバ解ラナイ漢字ハコレヲ用ヒズ。
○ 勅語ニ於ケル漢字表現ノコト問題アリ。

漢字ヲ制限シテカナ文字交リニテ用フル。

国字問題ノ大学内ノ教授助教授輿論調査ヲナスコト如何。

⑯ 一 日本語及ヒソノ表記法ニ関スル件

⑰ 漢字ハ次第ニ制限、⑱ カナローマ字表現ハ単語、文章ヲ書
クトキハ奨励サルベシ。⑳ 音ト文字ノ不一致ハ改ムベシ、㉑ 大
学ニテハコレヲ進メルタメニ特別ノ委員会ヲ設ケテナスベシ
カクノ如ク一般的ニツカマヘテ發展サスベシ。

⑲ 国字改善ノ大綱ヲ積極的ニ決定スベシ。大ツカミニテ反対者
ナキ如キモノヲ言ツテモ仕方ナシ。現在ノ問題トナツテキル
Point
ヲツクベシ。

⑳ 質問法ニヨリ調査スベシ。ソノタメニ①現状、②ローマ

字、③漢字非常ニ制限シタモノ、④カナノ中ニ漢字ガ少シアル。

(カナ文字) ノ四ツニ分ツテ意見ヲ求ムベシ

⑤ 国語ノ動キヲ推進スル方法ガ必要ナリ、全体ヲ動かスコトハ時間ヲ要シ簡單ニハ出来ナイ。

⑥ 内容ナクシテ簡單ニ四ツ位ヲ立テテ意見ヲ求メルモソレハ困難ナリ。

⑦ 条件ガカランデキルカラ yes、no ヲカクニツイテハ返答困難ナリ。

⑧ 我国ニ於イテハコレヲ改メネバナラナイコトヲ断固トシテ言フベシ。

⑨ ローマ字ヲ試ミテミルコトハ負擔ガ多クナル、将来ノコトヲ見通サズシテハアリ得ナイ。

⑩ (ローマ字ガ国字ノ理想トスルカ否カ)。

○ 質問紙法ニヨツテナスベキヤ否ヤ。

○ 質問ヲ大学全体ニ委員会トシテナスコトハ問題アリ。

○ 言文一致ニテ現ハス如クスル国字問題改造ヲ提案スベシ。(官庁、勅語、新聞ソノ他)

⑪ 漢字ヲ極度ニ制限スレバ表現ガ改メラレ容易トナルベシ。

⑫ 制限以外ノ漢字使用ヲ禁スル如キ方法ヲ用ヒザレバ国字問題ハ解決セズ。

⑬ 言文一致ニスベシ。

次回

(◎)金曜日午前一〇時ヨリトナスコト 8日)

《議事要旨》

議事 (欄外)

本委員会ハ教育制度全般ニツイテノ研究ヲナスタメ設ケラレタルモ、特ニ最初ハ国字問題ヲ議題トシ速カニ結論ヲ得タキ旨戸田委員ヨリ説明アリ。コレニ引続キ各委員ヨリ意見ノ開陳アリタリ。

本日ハ未ダ結論ニハ到達セザリシモ、一般ノ意見トシテハ表音文字ノローマ字、或ハカナ文字ヲ使用スルコトハ現在ノ如キ漢字交リ文ヲ使用スルヨリモ理論上便利ナリト言ハザルヲ得ズ。然シ今直チニ表音文字ヲ採用シテコレヲ教育上使用スルコトニハ少カラザル問題アリ。殊ニ漢字ノモツ同音異義ノ問題ヲ解決セズシテ直チニ表音文字ヲ使用スルコトハ却ツテ不便ヲ來タスノ結果トナル。コノ際ハ先ツ漢字ヲ制限シコレガ実行ニツキ特ニ嚴格ナル方法ヲトリ、ソノ間ニ同音異義ノ問題ノ解決シ、更ニ国語表現ノ改良ヲナスト共ニ表音文字ノ使用ヲ奨励シ特ニローマ字ニツイテノ教育ヲナシコレヲ次第ニ徹底セシムルノ方法ヲトルヲ可トスベシトノ見解ニ達シタリ。

ローマ字ノ教育及ビコレガ使用ニヨル国字問題解決ニツイテハ、ローマ字ニ統一スルヲ理想トシ、順次ニシテ實現スベシトスル意見ト、日本語ハ常ニ母音ヲ含ム表音ナルタメローマ字ヲモツテ書スルコトハ必ずシモ便利ナリト判定スルヲ得ズトノ意見及ビ日本ノ文化学芸ノ伝統ニ関スル問題ヨリシテ単ナル便宜主義ニ基キテローマ字使用ヲ理想トスルト断定シテ立論スルコトニツキテハ尚ホ検討ヲ要スル旨ノ意見ノ開陳アリ。

漢字制限ヲコノ際実行スベシトノ意見ハ全員一致シタルトコロニシ

テ、コレヲ実行スルタメニハ先ツ官庁ノ文書ヨリ実施シ、一般ニハ制限以外ノ漢字使用ヲ禁止スルガ如キ嚴重ナル方法ヲ必要トスル旨ノ意見開陳セラレタリ。

尚ホ国字問題ニツキテハ大学内ニ研究審議会ヲ設ケテソノ結論ヲマトメテ発表スベシトノ意見及ビ本学内ノ教授助教授全体ニ対シ国字問題ニツイテ質問シソノ解答ヲ集メテ本委員会ノ参考資料トナスベシトノ意見アリタルモコレヲ実施スルコトニツキテハ意見ノ一致ヲ見ルニ至ラズ。

次回委員会ハ三月八日(金)午前十時ヨリト決定シタリ。

○第二回 昭和二十一年三月八日
午前十時—十二時

国字問題

教育制度委員会 第二回

三月八日(金) 午前十時—

委員 ④—末延委員、⑤—矢内原、①、第一、亀尾委員、第二、

瀬藤、⑥—福田、⑦—今井、海後、久松(臨)

委員七名 臨時一名 合せて八名

《發言摘記》

第二回委員会記事。

久松委員ノ意見ヲマトメタル簡条書ヲ示シテ。(資料アリ)

①純正ナル国語ヲ確立シ平明ナル国語ニヨツテ表現スベシ
②漢字交リ文ヲ本体トシテ漢字ヲ節減スベシ、ローマ字モ合せて学習セシムベシ

③ヒラ仮名ヲ主トシ、片カナハ標音記号トナスベシ、カナ使ヒハ歴史のトシ、字音カナツカヒハ標音ヲ用フベシ

④送り仮名ハ統一スベシ。国語問題調査室ヲ設クベシ。

福田委員ヨリ説明アリ。印刷物ニヨル。

⑤字ト音トノ一対一ノ関係トスベシトハ如何。

⑥劃ト核トガ同音ヨリ一ツノ音ニ一ツノ字トスベシ。コノ原則ニヨリテナルベク一ツニスベシ。

⑦平仮名ト片仮名トノ區別ハナクシテ可ナリ、分レル必要ナシ
標準漢字ハ国審ノモノハ^{1,300}字位ナルモコレヲ、何字ト限セズ、大体ニテ考フベシ。

⑧今井 コノ国字問題ハソノ道ノ専門家ニタツネ、全体ノ意見ガ婦スルトコロニ落チツクベキモノナリ、原則的ナルコトハ承認スルモ詳細ナルコトハ専門家ニマカスベシ、誰も異議ナキトコロニテ決定スベシ

⑨大勢ノ意見ヲ集メル、⑩専門家ガコレニヨツテ発案シ、⑪多クノモノガコレニ自然ニツイテ来ル三段ヲトルベシ、医学上ノ用語ノ統一資料アリ、コノ中ニハ制限漢字以外ノモノアリ、コレモ制限内ノモノトスベシトシテ努力シツツアリ

⑫人名モ平易ナル文字ニ改ムベシ、

⑬第一、国語国字改良ノ必要、歴史發達ニヨル、第二、音ニ至

テ解ルルヲ發聲利用 第三、音標文字ニテ記スコトヲ本則トスル。第四、当面対策

⑧ 國語改良ノ技術的ナル問題ヨリモ政治的ニ考ヘテ、今日如何ナル点ニ

① 漢字制限、② 文章ノ平易化、詔書通達、③ 學術上ノ語ノ整理平易化ト共ニ文學表現ノ價值ヲ維持スルコト、④ 讀解□□文ノ平易化ヲ計リ批判スルコト、⑤ カナ、ローマ字書キヲ普及ス。カナ、ローマ字ノ普及ニヨツテ日本語ヲ正スコトトナル。⑤ 國

語問題ノ啓蒙ヲナス。研究所ニハカリ雜誌ヲ刊行シテ模範的ナル日本文ヲ普及セシム。國語改良ハ民間運動トナスベシ。ローマ字ハ學校ニテ正課トシテ教ヘル程ノ必要ナシ、ローマ字、カナ文字ノ本ヲ多ク出版スルヤウニスベシ。自然淘汰ニ持ツベシ。

⑨ 第一工 國語ノ専門研究ガ足りナイ、殆ンドナサレテキナイ。コレハレハレハレトシテナサルベシ。

⑩ 第二工 平易ナル表現ニテ示スベシ。新聞ノ表現ヲ改ムベシ。字音假名遣ハ発音通りニスベシ。コレハ異議ナシ

⑪ 第三工 法律ノ条文等ハ平易ニ書キ現ハスコトガ出来ルカ。コレハ可能ナリ。

⑫ 第四工 コノ委員会トシテハ概括的ナル結論ヲ簡略ニシテ総長ニ示シテハ如何。

⑬ 第五工 純正ナル日本語ヲ保存スル上ニモ、カナ、ローマ字等ノ言葉ノ純正ヲ保ツベシ。

⑭ 第六工 漢字ノ整理トカナ、ローマ字トヲ併行シテ用フベシ。

福田 (四項目トナス—補筆注記)、矢内原両氏ノ意見ヲモト(ト)シテコレヲ一ツニスベシ。

〔将来ハ音標文字(漢字ハ全廃スベシ—補筆注記)トスルカ、漢字交リ文トスベキカ、コノ点ガ分レテキル。

敬語ヲ整理スルトコニツイテノ意見アリ。言語ノ階級性ハコレヲトリ外スベシ。

○ 國語研究家ヲ中心トシ多クノ素人モ入ツテ研究ヲナスベシ。

○ 次回ニ於イテ両氏案ヲ一ツニシテ幹事ノ下ニテ下案ヲツクルコト。

○ 次回日取決定、委員長ノ都合ヲキ、テ決定スルコト、

瀬藤氏 電話 ニテ

末延 赤坂 一、三三八

今(井)荏原 二、四五八

龜山 小石川 一六五

久松 ネリマ 六七四

○ 第三回 昭和廿一年三月十三日(金)

於 文学部長室

① 國語問題答申案決定、

② 〇 学校年限問題、—コレヲ中心トシタリ、 次回ニ議決ノコト

③ 〇 今後議スベキ問題、

三月十三日 第三回 (農、医、経、法)未延—補筆注記、理、第一工)

《発言摘記》

海後、答申案を読んで説明

④ノ特ニヲ加ヘルヤ否ヤ。

―部長、文体は口語体とする。

⑤ 文体、語法の問題について、これについては、選練されたよい語法文体がつけられるべきである。③、④として入れること。一項をあげて入れること。

⑥ 科学的に表現すること、文字の表現に於ける學術語の科学的正確さを文學表現と共に考ふべし。

⑦ 悪文ノ征伐をなすべし

○「従つて文体は総べて口語体となすべきである」(コレハ省クコト―補筆注記)

一、の中平易、明確なるとする。

教育年限を如何になすべきか。

⑧ 部長 現在ハコノ問題ニツイテ国民8年、中学高等を一つに合せ

て5年(8―5―4―補筆注記)として、大学を4年トスルコト。コレニテ一ヶ年短縮スル。

⑨ 中学と高等を合わせて4年とし、大学を4年とし、大学院2年とする事。

大学院は名のみのもものあり、これを改むる必要あり。文科系統は不備なり。

⑩ 職業教育ハ中学校ニテナスベキカ、専門学校如何、

⑪ 8―4―2年の専門学校を置いてやる。現在の中学校はあまり役に立たぬと言ふべきである。

⑫ 部長 自然科学側に文科的教養がかけてゐて、人間的教養が薄い。音楽美術学校を例をとつて単に技術のみに力を注ぐ、人格的陶冶を欠くのではないか。

教育使節団の会にてこのこと問題となり柿沼氏は実験実習の際に人格教育ありとの意見あり。

⑬ 歴史哲学文学芸術に対する理解が薄いと考へが共通で、文化講義その他多く補充すべきであると言はれてゐる。

⑭ 年限、学校制度の問題については①国民の水準を高める意味にて八年の国民学校となすべきである。一般の文化水準向上。②中学校の一年二年と、五年とは著しい身体精神的差あり、三年以上は切り離して別の学校として取扱ふべし。③法経の出身者が頭がかたくて大学を終つてから勉学しない。弾力性をつけるために一年を短縮して活潑な働をなさしむべし。学問をなすものため大学を終つてから大学院にて学問をなる方法を講ずる必要あり、大学院二年として結局一年の延長する。

⑮ 教養の点にては高校の文科理科を廃すべし。工学部学生は文科的教養が少いと言ふべきである。文科学生は自然科学的教養が少ない。

⑯ 国語問題を解決すれば文科教養の時間はあるべし。教養については道義、公民、修身等を廃すべし。而して時間を

短縮して教養を高むべし。

- ① 大学年限を四年とすること。現制にては三年にてよろしとの考が多い。経、理も三年をよしとし、なるべく早く出したい。若くフレツシユな時に仕事が出来ることとなる。

- ② 早く世の中に出し学問したいものはこれを大学院に入れる。卒業してから医局にての研究をなしてゐるので事實は年限が延びてゐる。医局の年限を学校の中に入れるか或は卒業してから責任をもつてなさしむる方がよい。

国家試験の問題

1—4〔国民学校—補筆注記〕—5〔国民—同上〕—3〔中—同上〕—中学4年以上は大人として考へる。尋小四年の意味はある。その後十五才位迄に相当のびる。4年—5年—3年にて高校卒迄に二年短縮。

- ③ 総長の意見には体育の必要より四年とする考（マツ）にあり、これは如何、
④ 総長は自から考へ自からなす態度をつくり学（マツ）に親しむの風をつくるべし。それには四年を必要とする。

高校より一年とつて四年の大学となす。大学は講義が多い、学生に自からなすの考なし。

⑤ 実業学校は如何、

実業学校は中等教育と併行したるものとの上のものとあり。

- ⑥ 中学4年5年は上級の学校に入れる。〔国民〕4—〔中学〕5—〔以下無記〕

総長ノ提出シタル問題、

1. 年限問題 全学的体制トシテ考ヘル。
2. 学部構成ヲ如何ニナスカ、日本ノ大学制度トシテ。
3. 学位問題—学位ヲ如何ニスルカ、学位ヲ容易ニスルカ否カ
4. 学校ノ行政組織ノ問題。
5. 寄宿舎ノ問題。
6. 学生ノ保健、体育ノ問題。
7. 民主的教育トハ如何ナルコトカ。〔教授ノ方法ト内容ノ問題トアリ。内容、方法、精神ニツイテ〕。学習方法ノコトトシテ□
□、物ノ考ヘ方ガデアルカ否カ。—補筆注記〕
8. 大学ノ自由ヲ保持スルコトトハ何カ
9. 男女共学、同一学校デ共学セシムルカ、別ノ学校デ同ジ内容ノ教育ヲナスカ

19日 火曜、午前十時より。

《答申》

国語国字改善問題に関する答申

I 幹事草稿等〔欠〕

II 最終成文

国語国字改善問題に関する答申

一、国語の改善は日本文化進展のためこの際実行せらるべきで、そ

の改善は常に国語の發達を基本として行はれ、純正にして平易明確な国語を確立するを目標として進まねばならない。国字改善の問題もこの方針によつて始めて適正な処理をなすことが出来る。

二、国語は耳に聞いて直ちに解る言語たらしめるやうその發達を促進しこれに必要適切な改善をなすべきである。

三、現在の国字は漢字交り文を用ひることを本体として決定し、常用漢字はこれを制限し次第に同音異義の文字を整理して平明な国語に到達する方策をなして直ちにこれを実施すべきである。

四、漢字制限は学校教育に於いてこれを実施するばかりでなく、新聞雑誌書籍も同一の方針をもつて進み、特に詔勅、法律命令、官庁通達告示等の用語もこれによるべきである、学術上の専門語、翻訳語等も制限内の漢字を用ひて平明に表現するやう改善すべきである、但し文字を制限することによつて文学的表現の水準を高く保つことは害はるべきでなく、単一化をさげ語の豊富さを失はぬ工夫がなされるべきである。

五、国字改善のためには音標文字をもつて表現する方法を促進すべきでこのため仮名文字の使用が奨励せられ、ローマ字の普及がなされねばならない。国語が改善せられ耳に聞いて直ちに解る言語となつた際には音標文字を用ひることを本体とすべきである。六、仮名遣については字音仮名遣は発音仮名遣を採用し、国語仮名遣は歴史的仮名遣を用ひることとし、これを直ちに実施すべきである。

七、国語問題を研究しその結論によつて改善をなすため本学に総合的な国語研究機関を設け、国語学者その他各方面の識者の協力を得て継続的な研究を行ひ、学問的な結論を発表して国語の改善を促進すると共に雑誌その他によつて啓蒙運動をなすべきである。

昭和二十一年三月十三日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

[原文タイプ印刷、原簿3~5頁]

○第四回委員会 昭和二十一年三月十九日(火)

自午前十時

第四回委員会

三月十九日(火) 午前十時ヨリ文学部部長室

出席者 龜山、矢内原、横田、戸田、海後、蛟島、福田

《発言摘記》

部長 学校年限ノ問題。ソノ前ニ教育ノ根本理念ニ□□コトニツイテ提議アリ 横田委員ヨリコノ意見アリ、教育勅語ニ代ルモノヲ出スコトニツイテノ大学ノ意見、文部省及ヒ委員ハ勅語ノ形ガ最モ^{effective}デアル ソレ故勅語ノ形ニ於イテ教育ノ根本方針ヲ示スコトトナル。大学ニテモカ、ル内容ノモノタルコトヲ示スベシトノ意見アリ、
アメリカ側ハ勅語ノ形ニテハヨロシクナイトノ考ナリ。司令部

ノ首脳者ハコレヲ理解スルモ、C I E又ハハ勅語ノ形ハオカ
シトアリ。

学校体系ニツイテノ問題

○各国教育制度ニツイテノ説明アリ、海後、

○菊池大麓氏ノ学芸大学案アリ。コレハトシテ改メタルモノ
ナリ。

○出来ル限り永ク勉強スル習慣ヲツケルベキデアル、大学卒業
スルト勉強セズコレハ如何ニシテ起ルカ。

工―昼間ナス仕事ガ勉強ナラト考フベシ。ヒルマノ働キノタメニ夜
ハ勉強ガ出来ナイ。

⑧ 研究心ガナイト言フコトガ問題ナリ、キマツタ仕事ヲキマツテ
ヤルバカリデ創造的努力ナシ。

⑨ 勉強シナイト言フノハ社会ガ能率ノ悪イコトヲナス。

⑩ 医專出ト大学出トヲ比較スルト差アリ、マンネリズムノナル治
療ヲナスモノト、研究的ナル態度ニテナスモノトノ差アリ、考
ヘテナス医者ハ大学出ニ多イ、コレハ医專出ノミデハ分析スル
力ガ備ハラナイノデハナイカ、医專出ハ研究室ニキテモ研究的
態度ガ出来ニクイ。ソコデ医專全廃論ガ出ル。態度ハアツテモ
実ガ結バナイ、医長ノ下デ働ラクノニハ専門学校出ガヨイ。

⑪ 適當ナル年齢ニ適當ナル方法デ教育ヲナスベキモノナリ。高工ハ專
門ノ仕事ヲモタスルニハヨイ。然シ、研究スルニハ大学出ヲ要ス。

⑫ 専門学校、大学ヲ四年トシ、中学ヲ四年トスレバ如何。

⑬ 大学制度委員会ニテハ高校三年、大学三年ノ結論ガヨイ。コレ

ヲ改ムルニハ大キナ委員会ヲ要ス。コノ委員会ノ性格ニツイテ
問題アリ。

社会ニ於テ働キ出ス年限ニツイテ問題アリ、大学ヲ出ル年ヲ
兵役ガナクナツタメノパスベキカ否カ。民主的ナル教育ヲ施
スニハ大学ノ年限ガ問題ナリ。

⑭ 総長ハ四年制大学ノ主張アリ、法学部ハ以前ニ四年ナリキ。

⑮ 四年制ハ工学方面ニテハ必ズカウスベシト言フコトハ言ヘナ
イ。三年デヨイ。

⑯ 中学四年、専門高等四年トシ、大学ハ四年トシテハ如何。中等
学校ノ教員ハ素質ヨクナイカラ、早ク上ヘ入レタナラヨイ。

⑰ 青年学校ハコレヲ中等学校程度ノモノトシテコレヲ強化ス
ル。高專ノ下級程度ノモノハ中学校程度ニテナシ得ル。中等学
校程度ニモツト力ヲ入レル。

⑱ 国民学校ノ年限ヲ問題トスベシ。教師ノ学力ヲ高メル、優等生
ノ実力ヲノバス、国字改良等ニヨル、内容上五年マデ六年程
度ノコトヲ教ヘ得ル。

⑲ 義務教育年限ヲ延長シテ教育ノ程度ヲ高メル。国民学校八年、
ソシテ中等学校高等学校ヲ一ツニシタルモノヲオク。義務教育
ハ年限デキメルカ、学校デキメルカ。

⑳ 年限ノ問題デナク、教育内容ノ上ニテ能率ヲアゲルベキ
デハナイカ。

国家ガ教育ニ対シテ多クノ力ヲ入ルベキデアルト主張スベシ。
大学ニハ様々ナル程度、内容ノ差アリテモヨシ、大学ノ交換等

〔施設ノ相互利用—補筆注記〕ハナスベカラズ。

部長 私立学校ガ悪イトコロハ経営化シテキル、営業化シテキル、コレハ問題アリ。

認可シタル学校ハコレヲ国家ガ保護スベキトノ意アリ。

⑤ 私立ニ補助スルモ国家ノ経費ヲ下グベキモノナラズ。

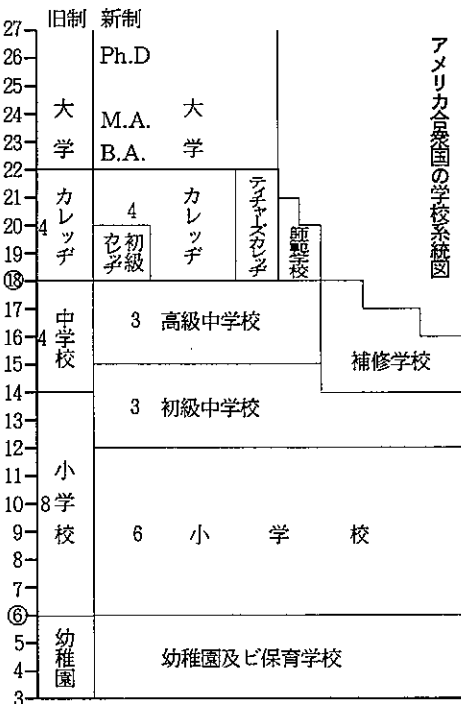
⑥ 国民ノレベル上ゲルタメニ、国民学校ニコソ国費ヲ用フベシ

⑦ 部長 教育委員会ニテハ大学ノ association ヲツクルベシ、コノニテ総ベテ決定スベシ。

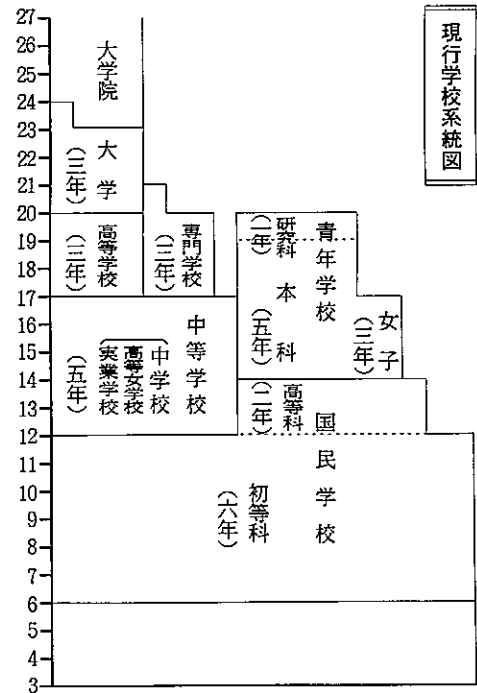
。教育年限ハ大学ヲ三年トスベキカ四年トスベキカ、コレヲ決定シテ答申スベシ。下ヲ如何ニカヘルカニヨツテ大学ハ異ナル。

高等学校卒業ノ程度ハ変ラザルモノナリトノ予想ニテ大学ノ年限ヲ改ムルカ否カラ決定スベシ。

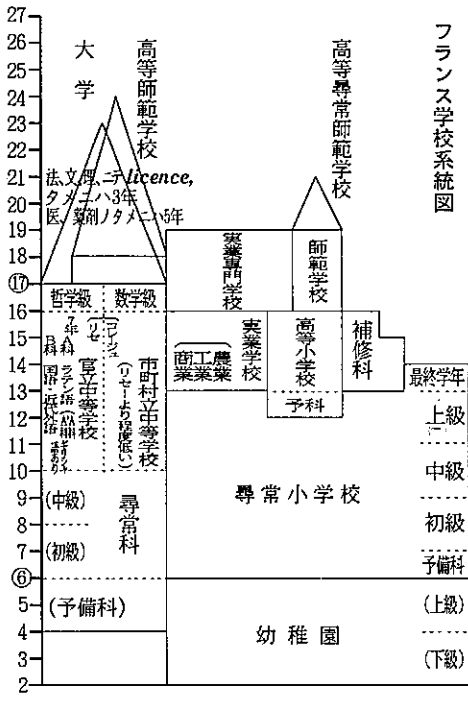
⑧ 次回 26日 火曜日 午前10時より



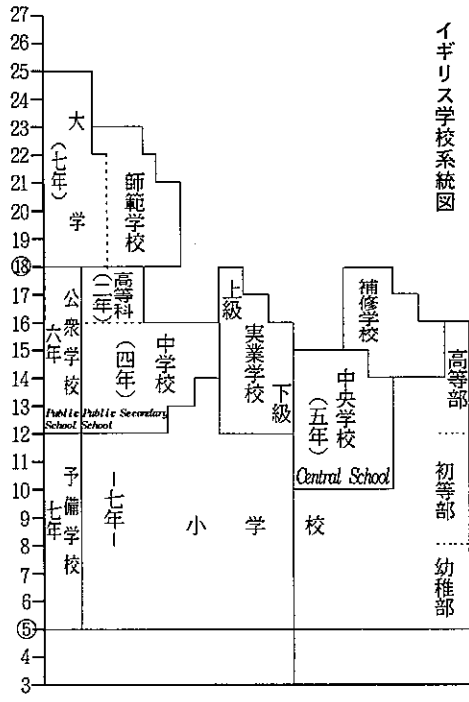
〔簿冊125頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕



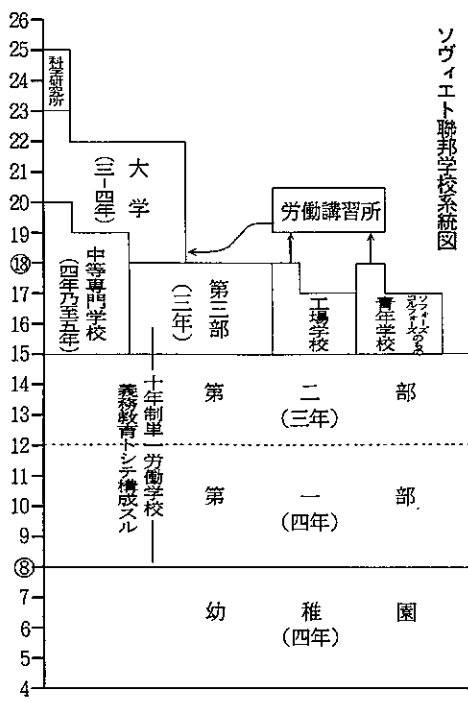
〔原文孔版、原簿72、141、及び142頁。〕



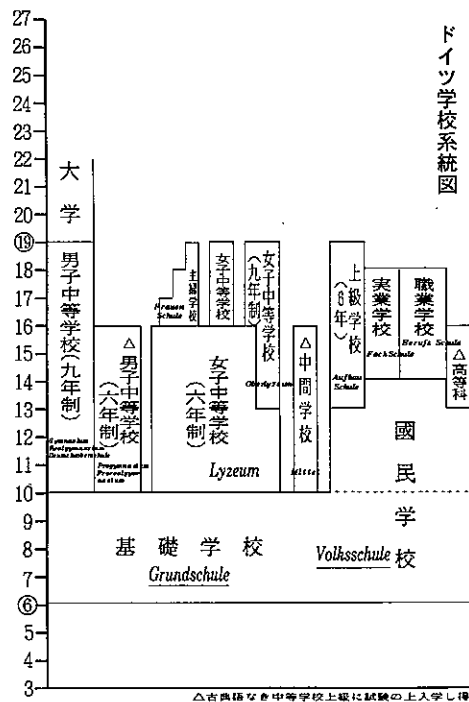
〔簿冊138頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕



〔簿冊126頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕



〔簿冊140頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕



〔簿冊139頁に添付。方眼紙使用。海後筆か。〕

	菊地大蔵案 (マ)	教育改革 同志会案	米 国	日 本
27	高等研究部	大学院	Ph.D	大学院
26			M.A.	
25			B.A.	
24	④ 大学校	⑤ 大学校	④ カレツヂ	③ 大学
23			③ シニア ハイスクール	③ 高等学校
22			③ ジュニア ハイスクール	⑤ 中等学校
21	⑤ 中学校	⑤ 中学校	③	
20			⑥ モニタリ スクール	⑥ 国民学校
19	⑤ 小学校	⑥ 小学校		
18				
17				
16				
15				
14				
13				
12				
11				
10				
9				
8				
7				
6				

(海後幹事筆 原簿124頁、方眼紙使用。)

○第五回 昭和二十一年三月二十六日(火) 午前十時ヨリ

教育制度委員会第五回

三月二十六日(火) 午前十時ヨリ

出席者 部長、今井、海後、瀬藤、亀山、福田、末延、矢内原、

《発言摘記》

教育勅語ヲ新タニ公布スルコトニツイテノ問題。勅語トシテ教育方針ヲ公布スルコトニツイテハ反对ナリ。コレヲ(以下欠)

部長 前回ノ概要、大学ノミノコトトシテ研究スルコトニス。

理学部ハ現在ノ三年制ガ適當ナリトノ鮫島委員アリ

④ 大学ノ年限ニツイテ。法学部ニ於イテハ南原氏ガ四年トスル考アリ。

① 実際ハ三年以上在学シツツアリ 文科生徒ハ約2-3ガ三年ニテ卒業シツツアリ。工学部ハ一割位ガ後レテキル。第二工学部ハ四年位ノ方ガユツクリト教育スルコトガ出来ルトノ考アリ。工学部ハ四年トシタイガ年限ガノビルノハイケナイカラ高等学校デ基礎教育ヲナシテ欲シイ。工学部ノ教授ノ意見トシテ四年ノ方ガヨイトノ中間報告アリ、ユツクリ教育ガ出来ルコトナ(高等学校ヲ現状ノマ、トシテ考ヘル。―補筆注記)。亀山委員ハ三年説ヲトル。

② 外国ニテハ四年ガ普通デアル。外国ハ世ノ中ニ出テカラ勉強スル機会ガアルガ日本デハソレガ出来ナイカラ四年ニスル考ガ成リ立ツ。世ノ中ニ出テカラハ勉強ガ出来ナクナツテキル、知ツテハキルガ本当ニソレガ使ヘルヤウニナツテキナイ。

③ ―教授会ニテ意見アリシモ、四年反对、日本ハ濟政的ニ困難、父兄ノ負担ガ重クナル。学科課程教授法ノ改善ニテ三年デ出来ル、体育モ設備ガアレバ出来ル、若イウチニ世ノ中ニ出スベキデアル。世ノ中ニ出テシマヘバ学問ヲシナクナルノデアルカラ、学生ハマス〜硬化シタ頭トナル。学科課程ヲ整理シ教ヘルコトヲ少ナクシ。学制全体ヲ通ジテ一年又ハ二年ノ短縮スベキデアル。中学ヲ四年トシテ大学ヲ四年トノバシテモ可ナリ。

年限問題
ノ結論
法、文、経、ハ三年、工ハ四年説アリ。医ハ四年、(業
学科ハ三年ニテ可―補筆注記)、理ハ三年、(亀山氏ハ

三年制——研究者トナルハ更ニ方法ヲ考フベシ。——補筆注記
病院教育ノ年限ヲ入レル考アリ。国家試験ヲ医師ニスルコトニ
ツイテ現在ノ問題アリ、三年半デ医学教育ヲナシ病院実習ヲナ
ス。内容ヲ改メ□□上デ四年トナスコトガ結論ナリ。

現行制ニテ可ナリトノ、經濟上ノ理由、卒業後學習ニヨリテ補
充スルコト

国家試験ニテ教育ガ阻碍サレルコトヲ改ムベシ、工學部ニテハ
少数意見トシテ四年説アリ。

医ハ四年ニテ可、但シ少年限足ラザルモコレハ学科課程ニテ
考ヘル。

高等学校終ル迄ノ年限ガ短カケレバ四年トシテモ可ナリトノ説
多数。中学又ハ高校一年短縮スレバ四年トシ(三ア)可ナリ。

⑤ 医学部トシテハ在来ノ学力ニテ入学セシメタシ、年齢ガ若イ程
研究セシムルニハ良ク、医者トナルニハ年齢ノ高イ程ヨイ。開
業医ニナツテヨク働クニハ特別ナル方法ヲ必要トス。

⑥ 經濟学部矢内原氏ハ8—4—4制ヲトル。

部長 現在ノ Education ニテハ高校ト中学校トヲ結合セル考アリ。文部省
ハソレ独自ノ考アリ。師範学校ハ現制ノ如キモノデハナクナリ、專
門学校ハ大学化スル。中学校、高校ノ年限ハ短縮サレルデアラウ。

高校迄ノ年限短縮ノ□□□四年トナス意見。

大学ハ専門学校出ガ入ルコトトナルデアラウ、青年学校出ノモ
ノニモ大学ニ入ル機会ヲモタシムベキナリトノ意見アリ。

⑦ 第二工 大学入学者検定ノ問題アリ。前段階ノ学校トノ關係ヲ明

カニシテナス。傍系ノモノニモ資格試験ヲナス考、即チ機会均
等ハサケ得ナイ。

⑧ 資格試験ニナシテ傍系ノモノニ進学ノ途ヲ与フベシ。傍系ノモ
ノハ卒業後ニ於テ延ビナイ。

青年学校ノモノニハ勉強スル機会ヲ与フベシ。図書館、通信教
授、ソノ他ニテナスベシ。

中卒ハ高卒ノ資格試験ヲ与フベシ。

大学ノ男女共学ノ問題ハ可。機会均等トナスベシ。場所ニヨツ
テハ女子ノ入学ヲサセヌト学校アリ。

女子ヲ入学セシムル場合ニハ多数人入学セシム。(大学ノ入学者
ヲ増加セシムルコトヲ前提トスル。——補筆注記)

〔次回ハ〕

大学院、学位ノ問題(学部構成——補筆注記)ニツイテ
次回、期日ハ四月一日(月)午後二時ヨリ、

○第六回 昭和二十一年四月一日(月)
午後二時ヨリ四時半

四月一日(月)午後二時ヨリ

出席者 部長、瀬藤、矢内原、福田、海後、龜山、蛟島。

《發言摘記》

○答申案を提出、朗読。

⑧ 高校専門学校ニツイテハ特ニコレヲトリアゲテ検討スベシ。

① 高校専門学校ヲ置クナラバ専門学校ノ生徒ニモ入学ノ資格ヲ認ムベシ。定員内ニ幾分ソノ位置ヲ許スベシ。専門学校ノ卒業生ニハ少数入学ヲ許スベシ。

⑤ 実力試験ヲヘタ上デ機会均等ヲ与ヘテ教育スベシ。

教育委員会答申

- ① 学校制度(年限)、② 教権確立、③ 教育勅語、④ 国字問題、⑤ 地方学区庁

○ 医学部ニハ資格検定試験ニ合格スレバ大学ニ入学スル途ヲ開クベシ。資格検定ハ高等学校卒業程度ニテナスベシ

⑥ 部長。専門学校ハ是非必要ナリヤ否ヤ、一級ノ技術者ハ大学出身者、第二級ノ技術者ハ専門学校ノ出身者トシテ考ヘテキルガ、ソレデヨイカ

① 定メラレタルコトヲ忠実ニヤルガ如キ位置ノモノヲ専門学校出ヨリトルコトハ如何、第一級大学出、第二級出、専門学校出、第三級中等学校級(中等)ニ分レル。コノ三級ニテ学校ヲ構成シテハ如何、専門学校ハ入試モ相当ニテ、入ツタモノニ対シテ専門化シタセマイ教育ヲナスタメニ、上ニ立ツ技術者ヲツクリ得ナイ。専門学校出ハ自カラ考ヘルコトヲシナイ。企業指導ハ出来ナイ。中等工業出身ノモノハ事務ヲナサシメ、第一線ニ立ツモノハツノ工場ノ養成所ノモノヲトル。

事実ヲ非常ニツメ込ミ、形式ノ定メラレタルモノヲ命令ニヨツ

テ行ツテキルトコロガ多イ。コレガ専門学校ノ弱点デアル。

⑧ カクノ如キ人間ハ中等学校ヲ終ツタモノヲ実務ニツケテ訓練スベシ、ソレニテ教育ハ可ナリ。

① 社会教育機関ノ利用ヲナサシムベシ。

会社ハ自カラノ工場内ニ訓練機関ヲオイテナスベシ。

大学出ハ経済専門出ノモノヨリモ劣ツテキルガ、後ニハ会社ノ企画運営ニアタル

高商出ノモノハドツチツカズデアル 高商出ヨリ商業中学校出身者ヲアタラシメテ教育スベシ。

① 決定

○ 大学ニ於ケル修業年限ノ答申ハ他ノ学校トノ関係ガ定マツテカラ共ニ提出スルコトトス。

○ 高等学校、専門学校ハ如何ニスベキカラ次回ニ議スルコトトス
○ 次回ノ会議ハ九日(火)午前十時ヨリトス。

《答申》

I 幹事草稿

大学の修業年限に関する答申

一、高等学校修了までの修業年数が現制を改(の年数)めない場合に
あつては、大学に於ける修業年限は医学部四ヶ年その他の学部
は三ヶ年とする。(基)大学入学以前の修業年数を現制のまゝと

して年限延長をなすことは、各学部^のの学業の性質よりして今直ちにその必要を認めざるばかりでなく戦後に於ける国家財政よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない(なりとす)。若し学制改革の結果大学入学(高等学校)に至るまでの修業年数が短縮せられる場合に於いては医学部は五ヶ年としその他の学部にあつては四ヶ年となすことを適當とする。

〔海後筆、原簿81頁〕

II 最終成文

大学の修業年数に関する答申

- 一、高等学校の修業年数が規制を改めない場合に於ては大学に於ける修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。大学入学以前の修業年数を現制のままとして年限延長をなすことは各学部の学業の実情よりして今直ちにその必要を認められな^いばかりでなく戦後に於ける国家の財政よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない。
- 二、若し学校制度の改革によつて大学入学に至るまでの修業年数が短縮せられる場合に於ては医学部は五ヶ年、他の学部にあつては四ヶ年となすを適當とする。

昭和二十一年四月一日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔孔版印刷・海後筆、原簿26〜27頁、82頁に複出〕

○第七回 昭和二十一年四月九日(火) 午前十時より

四月九日(火) 午前十時より、

出席者 部長、末延、矢内原、瀬藤、鮫島、福田、浅見

《発言摘記》

部長、高等学校、専門学校ヲ如何ニスベキカノ問題ヲ提案セリ。

昨日教育使節団の報告ヲ發表セラル。コレニ於ケル学校体系論ニツイテハ日本側委員会ノ結論ニツキ報告アリ。文相ハ高等学校廃止ヲ好マズ

第一案、第二案、説明アリ。

5-3-4 案——第三案モ追加説明アリ。福田氏賛成

上級中学校ニ於イテ実業教育ヲナスヤ否ヤハ問題アリ

第一案ニテハ師範、専門、高等学校ハ大学トナル。

大学ハ年限一ヶ年ヲ短縮スル、東京帝国大学ノ如キハ大学院ヲ中心トシテ教育ヲナスコトトス。

帝大ハ綜合研究所ニ中心ヲオキ大学又ハ大学校モコレヲ含マシム。大学ノ最低標準ハ委員会ニテ決定スル。コノ委員会ニテ決定スルコトトス。標準ニ上ラザルモノハ委員会ニヨリ除ク。

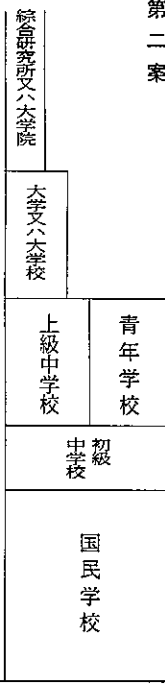
初級中学校ニ於イテハ乙種農学校程度ノモノヲコノ中ニ入レル。土地ノ事情ニヨツテ初級中学校ニ様々ナル色彩アルモノタルベシ。普及教育ヲナスカ専門教育ヲナスカ。

5-③-③-④——矢内原氏意見。21才ニテ卒業、義務教育九

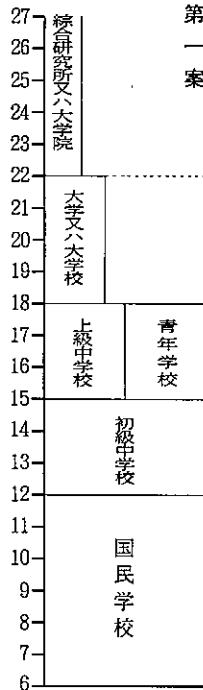
年ハ長スギル。大学ヲ普及セシメテ教育水準ヲ普及セシメ、大学院ノ充実ヲナシテ高等ナル學術水準ヲ高メル。
初級中学校ニヨツテ国民学校出身者ヲ全部収容スベシ。

- ⑤—③—④—④ノ形ハ如何—部長、福田
- ⑤—③—③—④ノ形—矢内原、鮫島

第二案



第一案



出来ル限り修業年限ヲ下スコトガ、国家財政、家庭事情ヨリシテ必要ナリ。
中学卒業程度ノモノニテハ医専ヨリ高い教育教育ヲ施スコトヲ得ナイ。
今ヨリハ一年若クスル。

5—3—3
5—3—4
両説アリ
少数意見アリ
大多数ハコノ案ナリ

〔年齢ノ若イモノハ〕

総合的ナル判断、
理解力等ガ不足シテキル

モノヲ考ヘル態度ヲツクルコトニ於イテ不充分—「少数意見」についての補筆注記

両者ヲ答申スベシ(5—3—3、5—3—4についての補筆注記)

第二案ヲ改メテ(5—3)トスルコト。

〔結論〕ハ 5—3—4—4—22才卒業。

少数意見 5—3—3—4—21才卒業。

〔学校ノ名称〕
高等学校ノ名称ヲ上級学校ニ付スベシ
国民学校ハ小学校ト改ムベシ。

小学校、中学校、高等学校、大学校トナスベシ

商業高等学校、工業高等学校、農業高等学校

次回ハ大学院問題ヲ議スルコトトス。(現状ヲモトトシテ新制度案

ニモ及ブ—補筆注記)。

●四月十五日午前十時ヨリ

○第八回 昭和二十一年四月十五日

午前十時より十二時

四月十五日、八回

出席者 部長、横田、末延、浅見、鮫島、海後、瀬藤、矢内原、亀山、

《発言摘記》

学校の系統及び修業年限に関する答申、朗読、訂正あり、青年学校—
研究科及び大学入学資格の件。

義務教育九年ノ使節団案は実行するや否や—部長より説明あり。文部省ガ委員会ニテ諮□する。

今日ハ大学院ノ問題、学部構成の問題について。

大学院ハコレヲ如何ニナスベキカ、今後大学院ハ非常ニ重大ナル意味ヲモツ。大学院ノ年数、学位ノ問題、研究者ノ業績

年限、収容者数、二段階構成、学位授与、研究費施設

大学院類似ノモノ 医学部、農学部ニアリ、医学ニハ研究費持
参ノモノアリ。

⑤ 補助ヲ与ヘルカ、研究費ヲ与ヘルカニヨラザレバ活用シ得ズ。

高文、就職不可能ノタメニ入りヲリ。

⑥ 勉強シタイモノガ多く、入学スル希望ノモノ多シ、或ル講座ニ
集中スルコトアリ。

講座ニヨツテ多数ノモノノ入ルノト少イモノガアル。従ツテ数
ヲ決定スルコトハ困難ナリ。

⑦ 一教授ニツキ一学年二名ツツトシ三年トシテ六名トスル。

⑧ 学位ヲ与ヘルコトヲセザレバ学生ガ入学セズ。

⑨ 会社等ニテ派遣サレルモノヲ取扱フベシ。派遣サレタルモノハ
職ヲ退カストモヨイ。

⑩ 研究者ノタメノ特別ノ講義ヲナシテハ如何。

⑪ 大学院学生ノ研究ノ設備ヲナスベシ。学部ニハカ、ル設備ナク

シテ大学院ヲ充実スル

⑫ 有名無実ニシテ場合ニハ弊アリ。大学院ヲオクタメニハ経済学
部改革ヲ要ス。大学院ノ衰へタルモノハ学部内ノ人事ガ望マシ
クナイ。勉強ノタメニハ教室ヲツクツテソコデ研究サセル。

⑬ 特別研究生ハ非常ニヨクヤツテキル。特別研究生ガ必要ナリ。
特研ハ給費今日トシテハ少ク、兵役ハナク、就職シ得ザルタメ
ニ今ハ改ムル必要アリ。

教室設備ヲヨクスルコト、研究シ得ルヤウニスル。

五位シタルモノニハ学位ヲ与ヘルコトハ如何。学位ハ成ルベ
ク与ヘル、論文ハ一ツデアリ、発表ガ共著ノモノハヨロシクナイ。

大学院ニアリタルモノハ学位ヲ与フベシ。

⑭ 学位令ノ改正ヲナスベシ 推薦制度ニヨリ學術ノ発表アリタル
モノハ教授会ニテ与フベシ

経済学部ハコレヲ廃スルカ、推薦ヲナスベシ。

法学部ニテハ大部分ハ持タズ。コレモ改ムル必要アリ。

(一) 収容シ得ル設備ヲナスコト、ソレナクシテハ収容力ヲ増大シ得
ザルコト、(物的設備) — 欄外注記。以下同じ)

大学院学生ハ机ヲ用意シ、実験設備ヲナスコト必要アリ。設備
ニヨツテ学生数ヲ定メルコト。教授ヲ増スコト、学部学生ヲ少
クシテ大学院ヲ多クスル。

(二) 大学院学生ノ生活保証、特別研究生ノ程度ニナスコト。家庭ガ
勉学ニ堪へザルモノヲ助ケルタメニ研究費ヲ与ヘル(生活保証)

〔研究費〕

(三)教員増加(教授増加—補筆注記)、助教助手、高級ナル Tutor

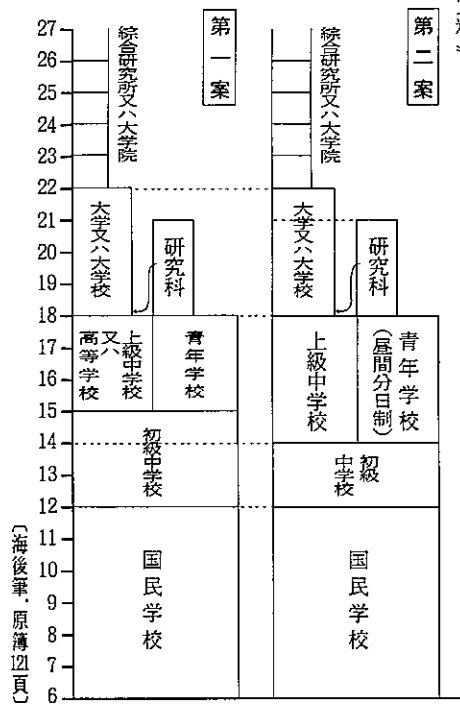
ツケテ研究ニアタラシム。(人的設備)

(四)収容力ト物的、人的条件ニヨツテ決定セラル。(収容力、生徒数)

(五)他大学ノ卒業生ヲ如何ニ取扱フカ。他大学ノモノハ試験シ、私立大学ノモノハ志願シ得ルトモ厳選スル。(入学資格)

次回 四月二十三日(火) 午前十時ヨリ

《資料》



《答申》

I 幹事草稿(第一次カ)

学校の系統及び修業年数に関する答申

一、大学に入学するに至るまでの(修業)年数が現制と同じ場合にあ

つては大学の修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。大学に入学するまでの修業年数を現制のまゝとして大学の在学年限を延長することは各学部の学業の実情よりして今直ちにその必要が認められないばかりでなく、戦後に於ける国家の財政の見地よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない。

二、若し学校の系統及び修業年数を全般に亘つて改善す(め)る場合には次の如き学校制度(体系)に改むる(なす)を適當と認める(する)。

学校はこれを小学校、中学校、高等学校及び青年学校、大学校、(及び)大学院とする。小学校には満六歳をもつて入学し、修業年数(限)は五カ年(とし)、義務教育とし初等普通教育を施す。中学校には小学校修了者が(を)入学し(せしめ)、修業年数は三ヶ年、義務教育とす。中学校は(中等の)普通教育を施すを以つて本

体とし、(し)その土地の(実)情況により実業的教育を加味する(こと)を得ることとする。現制の国民学校初等科第六年と高等科第一学年第二学年及び中等学校第一(、)学年第二学年をもつて(改造して)中学校を構成する。(となす)。

高等学校には中学校修了者を入学せしめ、修業年限は四ヶ年とす(の)教育を施す)。

高等学校(にて)は全日教育の(学校とし)を(なし)施し(土地)の情況により普通教育を施し或は専門教育を施すこととす。(を)。

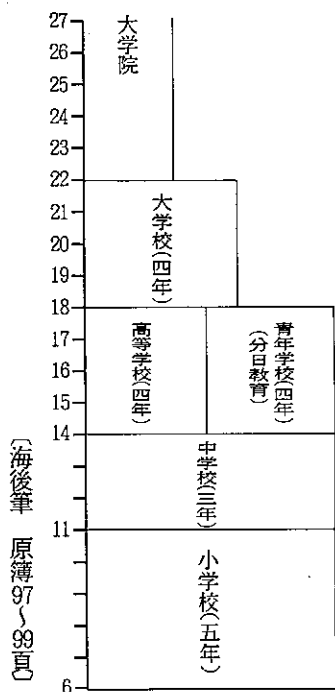
現制の中等学校第三学年以上と(を)高等学校、専門学校の初学年を併せて高等学校を構成する。

青年学校には中学校(を)修了者で(して)実務に就(き)たる(も

のを入学せしめ、修業年限は四ヶ年とする。青年学校は分日教育をなす学校とし、実務に〔を〕よる職業教育を施すこととす。現制の青年学校を〔改〕もつて構成する。

大学校には高等学校及び青年学校の修了者を入学せしめ修業年限は四ヶ年とす。大学校は高等の専門教育を施こととし、現制の高等学校専門学校第二学年以上及び大学の一部を併〔合〕せてこれを構成する。

大学院は各大学校の卒業者及び學術を攻究するに足る学力あるものを入学せしめ、別に年限を定めず研究に当らしむ。



II 幹事草稿(部分・第二次力)

〔学校の系統及び修業年数に関する答申〕

中学校には小学校修了者を〔が〕入学せしめ〔し〕修業年数は三ヶ年、義務教育となす。

中学校は普通教育を施すをもつて本体とし、その土地の情况により実業的教育を加味することとする。現制の国民学校初等科第六学年と高等科第一、二学年及び中学校第一、二学年をもつて中学校を構成する。

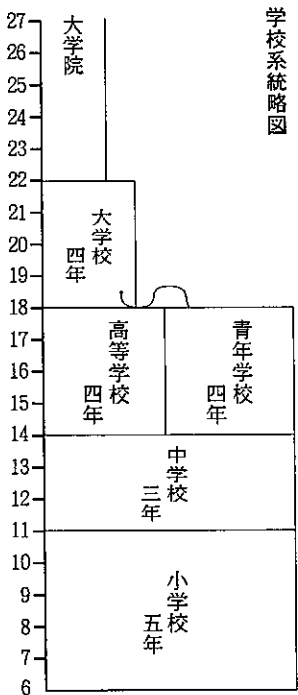
高等学校には中学校修了者を入学せしめ、修業年限は四ヶ年となす。高等学校は土地の情况により高等なる普通教育を施し或は専門教育を施すこととす。現制の中等学校第三学年以上と高等学校専門学校初学年を併せて高等学校を構成する。

青年学校には中学校修了者で実務に就いたものを入学せしめ、修業年限は四ヶ年とする。青年学校は分日教育を施〔な〕し実務〔を〕に基く職業教育をなす。現制の青年学校をもつてこれを構成する。

大学校には高等学校及び青年学校の修了者を入学せしめ、修業年限は四ヶ年となす。大学校は高等の専門教育を施すこととし、現制の高等学校専門学校第二学年以上及び大学の一部を併せてこれを構成する。

大学院には各大学校の卒業者及び學術を攻究するに足る学力ある〔を〕ものを入学せしめ、別に年限を定めず研究に当らしむ。

学校系統略図



一、学校系統及び修業年限については〔少数意見として〕小学校五年、中学校三年、高等学校三年、大学校四年となし、年限を一ヶ年短縮する〔す少数意見〕少数意見あり。

昭和二十一年四月十五日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔海後筆、原簿100〜102頁〕

III 委員会修正案

学校の系統及び修業年数に関する答申。

一、大学に入学するまでの年数が現制と同じ場合にあつては大学の修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。

大学に入学するまでの修業年数を現制のまゝとして大学の在学年限を延長することは、各学部の学業の実情よりして、今直ちにその必要を認められないばかりでなく戦後に於ける国家の財政よりして或は家庭の教育費負担よりして、適切でない。

二、若し学校の系統及び修業年数を全般に亘つて改善する場合には、次の如き学校制度に改むるを適當と認める。

学校はこれを小学校、中学校、高等学校及び青年学校、大学校、大学院とする。

小学校には、満六歳をもつて入学せしめ〔し〕、修業年数は五ヶ年、義務教育となし、〔して〕初等普通教育を施す。現制の国民

学校初等科第一学年より第五学年までをもつて小学校を構成する。

中学校には小学校修了者を入学せしめ、修業年数は三ヶ年、義務教育となす。中学校は普通教育を施すをもつて本体とし、その土地の情況により実業的教育を加味することとする。現制の国民学校初等科第六学年と、高等科第一、二学年及び中等学校第一、二学年をもつて中学校を構成する。

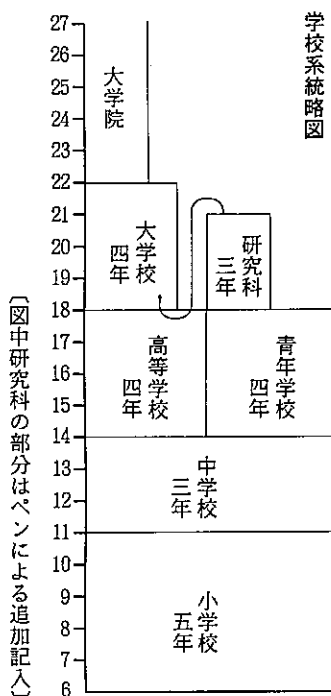
高等学校には中学校修了者を入学せしめ、修業年数〔限〕は四ヶ年となす。高等学校は土地の情況により高等なる普通教育を施し、或は専門教育を施すこととす。現制の中等学校第三学年以上と高等学校専門学校の初学年を併せて、高等学校を構成する。

青年学校には、中学校を修了し〔者で〕実務に就きたるもの〔いた者〕を入学せしめ、修業年数〔限〕は四ヶ年とし、三ヶ年の研究科を附設することとす。青年学校は分日教育を施し、実務に基づく職業教育をなす。現制の青年学校をもつてこれを構成する。

大学〔校〕には高等学校〔及び青年学校〕の修了者を入学せしめ、修業年数〔限〕は四ヶ年となす。但し青年学校研究科修了者をも入学せしむることを得るものとす。大学〔校〕は高等の専門教育を施すこととし、現制の高等学校、専門学校第二年以上及び大学の一部を併せてこれを構成する。

大学院には各大学の卒業者及び學術を攻究するに足る学力あるものを入学せしめ、別に年限を定めず研究に當らしむ。

学校系統略図



学校系統及び修業年数(限)については、小学校五年、中学校三年、高等学校三年、大学四年となし、修業年数(限)を一ヶ年短縮する少数意見あり。

昭和二十一年四月十五日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔原文孔版・修正ペン字、原簿95〜96頁〕

IV 最終成文

学校の系統及び修業年数に関する答申

一、大学に入学するまでの年数が現制と同じ場合にあっては大学の修業年数は医学部四ヶ年その他の学部は三ヶ年とする。
 大学に入学するまでは修業年数を現制のまゝとして大学の在学年限を延長することは、各学部の学業の実情よりして、今直ちにそ

の必要を認められないばかりでなく、戦後に於ける国家の財政よりして或は家庭の教育費負担よりして適切でない。

二、若し学校の系統及び修業年数を全般に亘つて改善する場合には、次の如き学校制度に改むるを適當と認める。

学校はこれを小学校、中学校、高等学校及び青年学校、大学、大学院とする。

小学校には満六歳をもつて入学せしめ、修業年数は五ヶ年、義務教育となし、初等普通教育を施す。現制の国民学校初等科第一学年より第五学年までをもつて小学校を構成する。

中学校には小学校修了者を入学せしめ、修業年数は三ヶ年、義務教育となす。中学校は普通教育を施すをもつて本体とし、その土地の情況により実業的教育を加味することとする。現制の国民学校初等科第六学年と高等科第一、二学年及び中等学校第一、二学年をもつて中学校を構成する。

高等学校には中学校修了者を入学せしめ、修業年数は四ヶ年となす。高等学校は土地の情況により高等なる普通教育を施し、或は専門教育を施すこととす。現制の中等学校第三学年以上と高等学校、専門学校の初学年を併せて高等学校を構成する。

青年学校には、中学校を修了し実務につきたるものを入学せしめ、修業年数は四ヶ年とし、三ヶ年の研究科を附設し得ることとす。青年学校は分日教育を施し、実務に基く職業教育をなす。現制の青年学校をもつてこれを構成する。

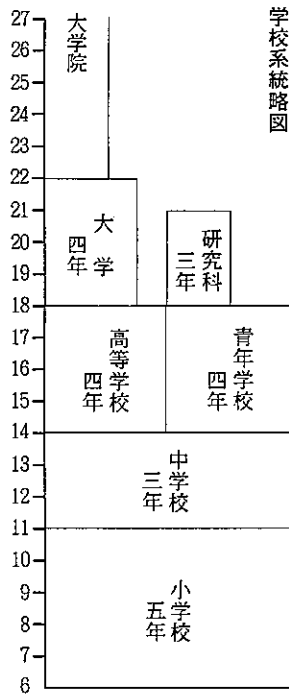
大学には高等学校の修了者を入学せしめ、修業年数は四ヶ年とな

す。但し、青年学校研究科修了者をも入学せしむることを得るものとす。

大学は高等の専門教育を施すこととし、現制の高等学校、専門学校第二学年以上及び大学の一部を併せてこれを構成する。

大学院には各大学の卒業者及び学術を攻究するに足る学力あるものを入学せしめ、別に年限を定めず、研究に当らしむ。

学校系統略図



学校系統及び修業年数については、小学校五年、中学校三年、高等学校三年、大学四年となし、修業年数を一ケ年短縮する少数意見あり。

昭和二十一年四月十五日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔タイプ印刷、原簿7〜10頁〕

○第九回 昭和二十一年四月二十三日(火) 午前十時より

第九回委員会 四月二十三日(火) 午前十時より

出席者 龜山、鮫島、末延、矢内原、浅見、福田、部長、海後

。大学院ニツイテノ答申、修正ノ上可決シタリ

。講座制ニツイテノ問題

〔部長〕 講座ヲ私有財産視スル傾キアリ。教授ハ退官ノ際ニ後任ヲ定ムルコトトス。

講座ノ構成、講座費様々アリ900円ガ一番少ク一万円ガ最も多イ。講座費ニ差アリ。

不完全講座ノ充実ヲナス必要アリ。

① 完全ニスルノ案ハナカク成立セズ

〔部長〕 教授ノナキ講座アリ、コレハ如何ニスベキカ。

講座制ハ存置スベキヤ否ヤ。

② 研究ノ発達ノタメニハナキ方ガ可ナリ。但シ教授ヲナス場合ニハ講座ガアルノ方ガ可ナリ。特殊ナル学問ヲ発達サセルノニハ講座制

③ 研究ハ講座ガアルタメニ保持サレル。

④ 学問ニハアラユル部門ガアル必要アリ。

⑤ 研究所ニハ研究教授ヲ置キコレヲシテ自由ニ研究ヲナサシム。

⑥ 講座制必要ナリ。学問ノ専門部門ニ専任ヲモツコトトナル。講座費ヲツカフ目標アリテ都合ヨシ、教授、助教授、助手ノ人員配置ガカタヨラナイタメニ必要ナリ。

有力教授ノトコロニ助教助手ガアツマリテカタヨル。

講座ニ属セザル教授、助教、助手ヲオク必要アリ。新シイ学問開拓ノタメニ必要ナリ。講座担任ナラザル教授ノ任命必要アリ。「………研究ニ従事スベシ」トノ辞令アリテ研究教授任命ノ例アリ、

⑧ 経済学部ニテハ講座ハ有名無実ニシテ講義ニヨリテ人ヲ任命ス。講座俸ハ本俸ニ入レル方が可ナリ。研究教授ハ講座担任ト同俸給トスベシ。

⑨ 特定ナラザル大学講座ヲツクリ、内容ヲ決定セザルモノヲオキテハ如何。

講座以外ノ学問ヲ発展サスルタメニハ古い講座ガ支障トナル。講座ヲ大キナサツクトシテ第一、第二、三、トナル如クスル。

① 講座ハ存置ス。

② 不完全講座ヲ出来ルダケ少クシ、充実スル。

③ 講座ノ研究費ノ差等アルモノヲ均等トナス(不完全ナルモノヲ引キ上ゲル 少キハ(900円) 補筆注記) 戦前ハ一万2000円戦時中ハ2万トナル

(人員充実) 一 同右、②についての注記でもある。教授一名助教一名又ハ二名助手一名又ハ二名ヲ制度ノ如クニ整ヘル。

④ 講義ヲナサザル研究教授ヲ認めズ、講座ヲ担任スルモノ、二年ハ講義セザル教授アリ、三年二年ハ研究ニ専念セシム。(外国ニ行キ又ハユツクリ研究ス)

⑤ 講座ノ名称ヲ広くシテ、新シイ研究ノ發達ニ資セシムルコト

トス。アマリ細カク分ケナイコト。

⑤ 新興学問ヲ發展セシムルタメニ講座ニ属セザル助教、助手ヲオク制ヲ立テコレニ研究ヲナサシメ次第第二講座トナス。新タニ加ハルコト。

◎ 講座担任ノ教授ト雖モ思索研究ノタメ四年講義ヲナシタル後二一ヶ年講義ヲナサザルコトヲ認めム。
○ 講座俸ハコレヲ本俸ニ加ヘルコト。

次回ハ 学部構成ノコト、二学部以上ニマタガルモノヲ如何ニスルカ。
○ 四月三十日午前十時ヨリ次回會議。

《答申》

I 幹事草稿(第一次)

大学院に関する答申

一、大学院の制度は各学部によつて(はこれを) 把握事情を一つにせざるも(事情を異にするも)全般として活用せられざる実情にあり。 今後はこれを(は) 学制の改革せらる(充実し、)活用してその機能を完全に發揮し得るものとなす必要あり。

二、大学院の収容人員は(力は) 設備、教官(授者)数等によつて決定せらるゝも、研究指導の關係上毎学年一教授數名を限度となし(す。) 必要によつては各学部の事情(定)に基きて定員を定むることとす。

三、他の官立(他の帝国)大学の入学志願者はこれを試験し(の上)入
学せしめ、私立大学の卒業生は厳選し、真に大学院学生とし
て研究に適せるものを入学せしむ。

四、大学院の学生をして研究の目的を達成せしむるためにはその在
学期間は二年を前期とし後期を三年とし、五年をもつて完了せ
しむ(することとす)。

五、大学院に於ける指導を充実し五ヶ年の研究を修了したるものに
は、その結果を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与
する制度を活用してその研究を促進し、(て)大学院の使命達成
に貢献せしむ。

六、大学院学生に対しては研究費補助の制度を確立し、學術の攻究を
充実せしむると共にその生活を安定せしむる途を立つることとす。

七、大学院学生の研究のための設備は各学部によつて一様ならざる
も多くは殆んど何等の特別の設備をなし得ざる実情にあり。今
後は大学院学生のため特に読書研究(のために)(の)適切な設備を設
備或は実験研究の設備をなし、(その)研究(を)使命を達成せ
しむるに遺憾なからしむ。

八、大学院学生の研究指導をなすために特に教官の人員を増加し(せ
しめ)、現制による教職員の(教授助教授助手の)他に研究指導
官を置き、特に大学院学生の研究に協力せしむ。

(海後筆、原簿93~94頁)

II 幹事草稿(第二次)

大学院に関する答申

一、大学院(の制度)は各学部によつてその事情を異にするも一般に
未だ充分に活用せられざる実情にあり、これを充実してその機
能を充分に発揮せしむる必要ありと認めらる。殊に学校系統の
改革が行はれ、大学卒業に至るまでの年限が短縮せられる際に
於いては大学院を拡充整備しこれもつて學術の蘊奥を攻究する
の所となさざるべからず。

二、大学院の収容人員は設備及び教官の員数等によつて決定せら
るゝも、研究指導を充分ならしむるが為には毎学年一教授の指
導する大学院学生数は数名を限度とし、各学部の事情に基きて
定員を定むることとす。

三(八)、大学院学生の研究指導をなすために特に教官の人員を増加
せしめ現制による教職員の他に研究指導官を置き特に大学院学
生の研究に協力せしめ、その指導に当らしむ。

四(三)、大学院学生を銓衡するに当つては大学院の使命を達成せし
むる為、本学卒業生たる^と他大学卒業生たる^とを問はず志願者
を厳選し真に大学院学生として研究に適せるものを入学せし
む。

五(四)、大学院の在学年数は五ヶ年とし、これを前期二ヶ年後期三ヶ
年とす。

六(五)、大学院に於ける研究指導を充実し五ヶ年の研究を修了した

るものにはその業績を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与することとし、「制度」その研究を促進せしむ。「ることとす。」

七(六)、大学院学生に対しては研究費補助の制度を確立し、學術の攻究に専念せしむ。

八(七)、大学院学生に対する研究設備は学部によつて一様ならざるも、殆んど特別の施設をなし得ざる実情にあり。今後は研究実験に必要な設備をなし、「その研」攻究の目的を達成せしむる(する)に遺憾なからしむ

〔海後筆・原簿91〜92頁〕

III 委員会への提出原案

大学院に関する答申

一、大学院は各学部によつてその事情を異にするも一般に未だ充分活用せられざる実情にあり。これを充実しその機能を完全に發揮せしむる必要ありと認めらる。殊に将来学校系統の改革が行はれ、大学卒業に至るまでの年限が短縮せらるる際には、大学院を拡充整備し、これをもつて學術を攻究するの府たらしめざるべからず。

二、大学院の收容人員は教官の員数及び設備等によつて決定せらるるも、研究指導を充全ならしむる為には、毎学年一教授の指導する学生数は数名を限度とし、各学部の事情に基きて定員を定

むることとす。

三、大学院学生の研究指導を充全ならしむる為教官の員数を増加し、現制による教職員その他に研究指導員(官)を置き大学院学生の研究に協力指導せしむ。

四、大学院学生の研究を指導するため特別講義及び演習等を行ふこととす。

五(四)、大学院学生を銓衡するに当つてはその使命を達成せしむる為、志願者を厳選し研究に適す(せ)るものを入学せしむ。

六(五)、大学院の在学年数は五ヶ年とし、これを分つて前期二ヶ年後期二ヶ年とす。

七(六)、大学院に於ける研究指導を充実し、「五ヶ年の」研究を終(修)了したるものには、その業績を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与することとして、研究を奨励す。「促進せしむ。」

八(七)、大学院学生に対しては事情に応じ学(研究)費を給する制度を確立し、學術の攻究に専念せしむ。

九(八)、大学院学生に対する研究設備は学部によりて一様ならざるも殆んど特別の施設をなし得ざる実情にあり、今後は研究及び実験に必要な設備をなし、攻究の目的を達するに遺憾なからしむ。

昭和二十一年四月二十三日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔原文孔版・海後筆・修正ペン字、原簿30頁〕

IV 最終成文

大学院に関する答申

- 一、大学院は各学部によつてその事情を異にするも一般に未だ充分活用せられざる実情にあり。これを充実しその機能を完全に發揮せしむる必要ありと認めらる。殊に将来学校系統の改革が行はれ、大学卒業に至るまでの年限が短縮せらるる際には、大学院を拡充整備し、これをもつて學術を攻究するの府たらしめざるべからず。
- 二、大学院の収容人員は教官の員数及び設備等によつて決定せらるるも、研究指導を充分ならしむる為には、毎学年一教授の指導する学生数は数名を限度とし、各学部の事情に基きて定員を定むることとす。
- 三、大学院学生の研究指導を充分ならしむる為教官の員数を増加し、現制による教職員の他に研究指導員を置き大学院学生の研究に協力指導せしむ。
- 四、大学院学生の研究を指導するため特別講義及び演習等を行ふこととす。
- 五、大学院学生を銓衡するに當つてはその使命を達成せしむる為、志願者を厳選し研究に適するものを入学せしむ。
- 六、大学院の在学年数は五ヶ年とし、これを分つて前期二ヶ年後期三ヶ年とす。
- 七、大学院に於ける研究指導を充実し、研究を終了したるものには

その業績を学位論文として提出せしめ、これに学位を授与することとして研究を奨励す。

- 八、大学院学生に対しては事情に応じ学費を給する制度を確立し、學術の攻究に専念せしむ。

- 九、大学院学生に対する研究設備は学部によりて一様ならざるも殆んど特別の施設をなし得ざる実情にあり、今後は研究及び実験に必要な設備をなし、攻究の目的を達するに遺憾なからしむ。

昭和二十一年四月二十三日

教育制度研究委員会委員長 戸田貞三

(タイプ印刷・原簿11、12頁)

○第十回 教育制度研究委員会 昭和二十一年四月三十日(火)

午前十時より

第十回 教育制度研究委員会

出席者 戸田、末延、蛟島、浅見、海後、龜山、福田

《発言摘記》

○「講座制ニ関スル答申」ヲ審議。

○学部構成ノ問題。

文学部理学部等ハ複雑ナルモコレヲ解体シテ一ツトナルコトハ困難ナル問題アリ、

④—化学ヲ一ツニシテ取扱フコトモ出来ル。薬学、化学、工業化学、

農芸化学等ヲ一ツニナスコトガ出来ル、ソノ例ハアメリカ等ニ

アリ。

- ⑤ 医ト薬学トヲ別ニスハ不可能、生物学(生理化学—補筆注記)ト生化学トハ分離困難ナリ、薬理学ト薬物学トノ差別。

人類学科ニハ医学部ノ出身者が助教、講師ハ医学部ノ教授ナリ。

- ⑥ 政治学(経済学ト重ネル。—補筆注記)ヲ法学部(公法私法—補筆注記)ニオクコト。社会学心理学ハ複雑。

衛生学ハ政治経済ト深ク関係ス、

農学部ノ農学、農業経済学科ハ問題ナリ、経済ニ入レルカ、農学ニ入レルカ

工業経済ハ工学部ニテ経済学部教授ガナシツツアリ。

- ⑦ 一ツノ学部ニテハヤリ得ナイモノヲ綜合シテナス方法ヲ考ヘテハ如何、

各学部ヨリ化学ヲヤルモノガ集ツテ一ツノ教室ヲツクリテハ如何、

- ⑧ 工学部ノ化学ノ中ニハ「ケミカルエンジニアリング」ヲオキテナスモノアリ。化学ヲ工業化スル方法ヲ立ツ。

- ⑨ 学部ヲ廃シテ全学ヲ一ツトシテハ如何

- ⑩ 医学部ハ今迄ヨリモ独立性ヨリ強ク示シタシ。会計等ヲ直チニ運営シ得ル如クスベシ。一ツニシテハ到底総長ノ下ニマトメ得ズ。

塩ハ農学部ニテナスモ、農学部ニノミ属スベシトノ理ナシ、ビタミン等ハ、理、農、医ニテナス。

- ⑪ 農業経済学科ハ経済ニ入レ、技術的ナルモノハ農学部ニテナス

ベキモノナリトノ意見強シ。

- ⑫ 法医学ハ法ニ関スルモノ少シ。必須科目ニテナス。

⑬ ニツ以上ノ学部ニ属スルモノハ何レカノ学部ニ主トシテオキ、必要ニヨリテ他ノ学部出身ノ人ガ任命セラレル制度ヲ活用セシム。

大学院学生ノ研究指導ニ他学部ノ関係教授ノ指導ヲウケルコトヲ制度トシテ認ム。

学科単位ニ学生ノ授業ヲ構成スル方法ヲトル。(ニ学部以上ニマタガル)

〔○各学部ニ属スルモノノ活用—上欄注記〕

〔○大学院学生ノ他学部ノ関係—同右〕

- ⑭ 人体生理学、人体解剖学ハ理学部ノ生物学ニツクベキモノカ。授業担任テナク他学部ニ於イテモ講義ヲナス便宜ノ方法ヲトルベキモノナリ。

大学院学生ハ綜合研究所ニ所属シテ各学部ニ於ケル講座中必要ナルモノハコレニ入りテ指導ヲ受ケルコトヲ本体トスベキモノナリ。

〔○綜合研究所ニ属ス。—上欄注記〕

⑮ 各教授ノ集会ノタメ意見交換ノ施設場所ヲ大学ガ設備スル。研究発表等ノ場所ヲ学内ニツクルベシ。

コ、ニテ集会シテナルベク分立ヲサクル方法ヲ立ツ

〔○集会ノ便宜—同前〕

◎学会ヲ設ケテ他学部ノモノモ一ツノ学会ニ入ルコトニヨツテ改善シテハ如何。

〔◎学会ニヨル綜合——同前〕

◎クラブハウス、◎研究ノトキ一緒ニ集ル、◎学科ノ講義ニ他学部ノ教授ニ來テモラウ、

◎他学部ヘモ講義ニ行クコト、一年ニ亘ル程デナク、數回ノモノヲ編輯スルコトトス。

《答申》

I 幹事草稿(第一次)

講座制に関する答申

一、講座制は大学に於ける研究及び教授を發展せしむるため〔の爲め〕或る場合には便益を与ふるも或る場合には支障となること少なからず。但しこれが〔を〕存廢に〔置して〕つきては成るべく支障となるものを除きてこの制度〔必ずしも一致したる意見に到達せざるも、欠点を認めつゝこれを〕存置することとす。

二、講座の種類〔名称〕は細分をさけ、〔なるべく〕これになるべく〔くして〕包括的な名称を附し、固定化をさくると共に、新〔しい〕興學問の研究〔の發展〕を阻碍せざるやう適切なる改善を要す。

三、不完全講座は出來得る限りこれを整理し、新講座を置きて充實を計ることとし、〔す。〕一つの〔総べての〕講座には教授一名、助教一名又は二名、助手一名又は二名を置きて研究並びに教授

に当らしむ。

四、〔未だ講座を置くに至らざる〕新興學問を發展せしむるため講座に属せざる助教、助手を任ずることとし〔置くの制度を立ててこれを置き〕その研究〔これ〕が發展したる後に於いて必要に依りこれを新講座となす制度を立つべきものとす〔こととす〕。

五、専ら研究に當らしむるため講座を担任せざる研究教授を任官するの制度はこれを採らざることを認めざることをとす。但し講座を担任する教授は四年間講義をなす〔を經過する〕毎に一ヶ年間講義を担当せず〔専ら〕思索と研究に専念せしむることとす。〔制度を立てつ方法を実施す。〕

六、各講座に属する研究費には設置の際の事情により差等あるをもつて低額のものを引き上げ総べて均等となすべきものとす。〔を適當とす。〕

七、講座俸を支給するの制度を〔はこれを〕改め、これを〔総べて〕本俸に繰り入れて支給することとす。

昭和二十一年四月三十日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔海渡筆・原簿109頁〕

II 幹事草稿(第二次)

講座制に関する答申

一、講座制は學問の健全なる發展を期するために設けられたるも〔必

要なるも、或る場合にはこれが却つて「研究上に」支障を来す例稀ならず「こと少からざるを認む」。これが存廢につきては諸説「異説」あるも成るべく支障を除き「この制度（これ）を存置するを適當と認む」。

二、講座の名称を余りに精細ならしむる時は、応々学問の發達に即応し得ざる嫌あるを以て、講座の名称は成るべく包括的にし内容に多少の融通の「を」与ふる余地を与ふるを至當なりと認む。

三、旧設の講座にして助教授助手は勿論教授の「を」定員す「を」これを欠くものあり。かゝる不完全講座は出來得る限り「これを」整理し新講座に改めてこれが充實を計り、一つの講座には教授一名助教授一名又は二名、助手一名又は二名「数名」を置くを至當なりと認む「きて研究並びに教授に當らしむべきものとす」。

四、新興学問を發達せしむるため講座に属せざる助教授助手を置きその学問「研究」の發達を俟ちて「したる後に」必要に応じ「て」これを新講座となすを適當とす。

五、講座を担任せざる研究教授を置くこと「制度」は特別の場合以外は「なき」採らざることとす。但し講座を担任する教授は五年毎に一ヶ年間講義を担当せず思索と研究に専念せしむる必要あり「制度を立つべきものとす」。

六、従来の講座にありては研究費の極めて僅少なるを「もの」通例とするも、これを改め総べて最近設置せられたる講座に属する研究費と同額に引き上げるを緊要と認む。

七、講座俸を支給する制度を改め、これを本俸に加へて支給する「ふ

る」を適當なりと認む。

昭和二十一年四月三十日

教育制度研究委員会

委員長 戸田眞三

〔海後筆・原簿30〜31頁〕

III 最終成文

講座制に関する答申

一、講座制は学問の健全なる發達を期するために設けられたるも或る場合にはこれが却つて支障を来す例稀ならず、これが存廢につきては諸説あるも成るべく支障を除き、この制度を存置するを適當と認む「。」

二、講座の名称を余りに精細ならしむる時は、往々学問の發達に即応し得ざる嫌あるを以て、講座の名称は成るべく包括的にし内容に多少の融通の余地を与ふるを至當なりと認む。

三、旧設の講座にして助教授助手は勿論、教授の定員すらこれを欠くものあり、かゝる不完全講座は出來る限り整理し新講座に改めてこれが充實を計り一つの講座には教授一名助教授一名又は二名助手数名を置くを至當なりと認む。

四、新興学問を發達せしむるため、講座に属せざる助教授助手を置き、その学問の發達を俟ちて必要に応じこれを新講座となすを適當とす。

五、講座を担任せざる研究教授は特別の場合以外は置かざることと

す。但し講座を担任する教授は五年毎に一ヶ年間講義を担当せず、思索と研究に専念せしむる必要あり。

六、従来の講座にありては研究費の極めて僅少なるを通例とするもこれを改め総べて最近設置せられたる講座に属する研究費と同額に引き上げるを緊要と認む。

七、講座俸の制度を改め、これを本俸に加へて支給するを適当なりと認む。

昭和二十一年四月三十日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔タイプ印刷・原簿13〜14頁〕

《答申》

I 幹事草稿(第一次)

学部 of 構成及び連絡に関する答申

一、大学に於ける学部 of 構成に関しては分合を可とするやに考へらるるも今遽かにこれが変更をなす必要を認めず。

二、各学部間には類似 of 名称を有し或は深き関係をもつ学科あり。

その中に「これ等につきて」は「統一」廢合を可とするやに考へらるるものもあるも、これが設置せられたるにつきては特別なる事情あるを「ものにして」つて、「今直ちに」これが「改廢」をなす必要を認めず。

三、各学部間に存する類似 of 学科或は深き関係をもつ学科に「就」て

は「これが」設置せられたる事情を明かにし、「これが」特に「存置せらるる」られたる「の」意義を完全に發揮するやう特に「□□」考慮を要す。

四、各学部及び学科 of 連絡を固り綜合大学 of 実を擧ぐるため左 of 如き方法を講ずるを適當と認む。

(イ) (ロ) 類似 of 学科にある教職員はその研究に當つて相互 of 連絡を緊密ならしむる方法を講ずべきものとす。このため当該学科間にありては綜合研究に便宜なる施設をなし或は共同研究等 of 方法によつて「を立て」、連絡を緊密ならしむる必要あり。「を可とす。」

(ロ) (イ) 一学部にある学科にして他学部 to 深き関係を有するもの to ありては、学科課程及び講義内容を出來得る限り整正する to 共に、他学部 of 關係学科教職員に講義を依頼して相互 of 連絡を計ることとす。

(ハ) 大学院学生 to 對しては他学部 of 關係ある学科に於いて研究 of 指導を受け、或は研究施設を利用して攻究をなす便宜を与へらる、やう適切なる方法を講ずべきものとす。

(ニ) 各学部教職員「授」 of 懇親を固り相互 of 連絡を緊密「接」ならしむるため、学内又は近傍に集會室を設け集會連絡「合」 of 便宜を充分に与ふる必要あり。

昭和二十一年五月 日(四月三十日)

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔海後筆・原簿116〜117頁〕

II 幹事提出原案

学部構成及び連絡に関する答申

- 一、大学に於ける学部の構成に関しては、分合を可とするものあるやに考へらるるも、今遽かにこれが変更をなす必要を認めず。
- 二、大学に於いて攻究すべき学問の領域には、現制の如何なる学部にも属せずして、然も緊急なる研究を要するものあり。これ等に関しては、各学部の間による総合研究機関を設け、新たな学問の振興に資せざるべからず。
- 三、各学部間には、類似の名称を有し或は深き関係をもつ学科又は講座あり。その中には廃合を可とするやに考へらるるものあるも、これが設置せられたるにつきては、特別な事情あり。今直ちに改廃する必要を認めず。
- 四、各学部間に存する類似の学科或は深き関係をもつ学科に就いては設置せられたる事情を明かにし、これが存置せられたる意義を完全に發揮するやう、特に考慮を要す。
- 五、各学部及び学科の連絡を図り、総合大学の実を挙ぐるため、左の如き方法を講ずるを適當と認む。
 - (イ) 各学部に於いて類似の学科にある教職員は、その研究に當つて相互の連絡を緊密ならしむる方法を講ずべきものとす。このため当該学科間にありては、綜合研究に便宜なる施設をなし、或は共同研究等の方法によつて連絡を緊密ならしむる必要あり。

(ロ) 一学部のみに存する学科にして、他学部の研究と緊密なる

連絡をもつにあらざれば發達し得ざるものあり。これ等に関しては、特に共同研究等を促進する方法を立つべきものとす。

(ハ) 他学部に於ける研究と深き関係を有する学科にありては学科課程及び講義内容を出來得る限り整正すると共に、他学部の関係学科教職員に講義を依囑して、相互の連絡を計るべきものとす。

(ニ) 大学院学生に対しては、他学部の関係ある学科に於いて研究の指導を受け、或は研究施設を利用して、攻究をなす便宜を与へらるるやう、適切なる方法を講ずべきものとす。

(ホ) 各学部教職員の懇親を図り、相互の連絡を緊密ならしむるため、学内又は近傍に充分なる設備をもつ集會室を設け、集會の便宜を与ふる必要あり。

昭和二十一年五月 日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔原文孔版、筆者不詳。〕% 各委員へ送附 修正意見を求めたり」と欄外注記あり。% は五月三日の意。原簿118〜119頁〕

III 最終案文

学部の構成及び連絡に関する答申

一、大学に於ける学部の構成に関しては、分合を可とするものある

やに考へらるるも、今遽かにこれが変更をなす必要を認めず。
二、大学に於いて攻究すべき学問の領域には、現制の如何なる学部にも属せずして、然も緊密なる研究を要するものあり。これ等に関しては、各学部の共同による総合研究機関を設くる〔け〕か又は各学部の協力を求むるかの方法によつて、新たな学問の振興に資せざるべからず。

三、各学部間には、類似の名称を有する〔し〕或は深き関係をもつ〔学〕科又は講座あり。或は学科名又は講座名の如何にか、はらず互に深き関係をもつものあり、これら〔これ等〕〔そ〕の中には廃合を可とするやに考へらるるものあるも、それら〔これ〕が設置せられたるにつきては、特別な事情あり。今直ちに改廢する必要を認めず。

四、各学部間に存する類似の学科或は深き関係をもつ学科に就いては、設置せられたる事情を明らかにし、これが存置せられたる意義を完全に發揮するやう、特に考慮を要す

五、各学部及び学科の連絡を図り、綜合大学の実を挙ぐるため、左の如き方法を講ずるを適當と認む。

- (イ) 各学部に於いて類似の学科にある教職員は、その研究に當つて、相互の連絡を緊密ならしむる方法を講ずべきものとす。
このため当該学科間にありては、綜合研究に便宜なる施設をなし、或は共同研究等の方法によつて連絡を緊密ならしむる必要あり。

(ロ) 一学部のみ存する学科にして、他学部の研究と緊密なる連

絡をもつにあらざれば發達し得ざるものあり。これ等に関しては、特に共同研究等を促進する方法を立つべきものとす。
(イ) 他学部に於ける研究と深き関係を有する学科にありては、学科課程及び講義内容を出來得る限り整正すると共に、他学部との關係学科教職員に講義を依嘱して、相互の連絡を計るべきものとす。

(ロ) 大学院学生に対しては、他学部との關係ある学科に於いて研究の指導を受け、或は研究施設を利用して、攻究をなす便宜を與へらるるやう、適切なる方法を講ずべきものとす。

(ハ) 各学部教職員の懇親を図り、相互の連絡を緊密ならしむるため、学内又は近傍に充分なる設備をもつ集會室を設け、集會の便宜を與ふる必要あり。

昭和二十一年五月十日

教育制度研究委員会

委員長 戸田貞三

〔原文孔版、修正者不詳。原簿15〜16頁〕

IV 最終成文〔欠〕

2 資料「教育費と軍事費との比較」

教育費と軍事費の比較

教育費と軍事費との比較は戦時と平時とによつて著しい差異が存してゐる。こゝでは昭和十二年支那事変以前に於ける経費をもつて比較した。

昭和十二年以後は著しく軍事費の増加を見たのであるから、教育費との関係を示す比率はこゝに用ひた昭和十一年の指数よりもはるかに増加してゐると言はねばならない。

昭和十一年度経常臨時歳出によつて見ると。文部省歳出は次の如くである。

総額	陸軍省	海軍省	文部省	(単位1,000円)
2,282,176	510,719	567,450	142,574	
100.00	22.37%	24.86%	6.25%	
	47.23%			

軍事費は歳出総額の47.23%であるのに文部省歳出は6.25%を占めてゐるに過ぎない。但し文部省の歳出のみによつて教育費を示すことは適切でない。即ちこの他に地方費のうちに於いて多額の教育費が支出されてゐるので、それを合せて考へ、更に特別会計の歳出をこれに加へて見ると次の如しとなる。

地方費総額	教育費	軍事費
2,714,381	492,076	
100.00	18.12%	

[未完]

教育費と軍事費との比較

教育費と軍事費との比較は戦時と平時とで著しい差異があつて、何年度をと〔も〕つてなすかによつて結果が異つて来〔る〕る。こゝでは昭和十一年度をとつて軍事費の著しい膨張を見なかつた支那事変以前に於ける両費〔に於ける両者〕の比較をした。昭和十二年以後に於いて軍事費が著しく増加したことは言ふ迄もなく、教育費の軍事費に対して示す比率は低下し〔減少し〕、特に最近は甚しい比率の減少を見たのであるから、教育費の占める割合がこの年度〔これ〕より多くなることはあり得ない。〔であつたことが推測される。〕

教育費は政府の歳出に〔と地方費中の教育費を合せ、これに〕特別会計の歳出金額を〔も〕加算しこれに地方費を合せて総計した。〔た。〕それを軍事費と比較すると次の如くである。

	総額	陸軍費	海軍費	教育費
政府歳出 経常、臨時	2,282,176	510,719	567,450	142,574
特別会計		106,003	93,101	59,795
地方費	2,714,381			492,076
総計	4,996,557	1,277,273		694,445
	100.00%	25.57%		13.89%

これによつて見ると支那事変以前に於いて軍事費が、中央地方経費総計の25.57%を占めてゐるのに対して、教育費は13.89%であつて、軍事費12億7千万円に対して教育費6億9千万円となる。

従つて教育費が陸海軍を合せた軍事費よりもはるかに多額であるといふ結論は正しくない。これが、昭和十二年以後に於いて特に昭和十六年以後にあつては(於いては)軍事費が[の]甚しい増加をした。従つて[で]教育費の占める割合[部分]は甚しく減少したこととなる。

(てらさき まさお 教育学部教授、東京大学史料の保存に関する委員会委員)